

第七十一回国会 公害対策並びに環境保全特別委員会 第二十五号

昭和四十八年六月十二日(火曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 佐野 憲治君

理事 菅波 茂君

理事 林 義郎君

理事 島本 虎三君

理事 小澤 太郎君

理事 羽田野忠文君

理事 阿部末喜男君

理事 岡本 富夫君

出席國務大臣

國務大臣 (環境庁長官) 三木 武夫君

國務大臣 (防衛庁長官) 山中 貞則君

出席政府委員

北海道開発庁総務監理官 山田 嘉治君

防衛庁参事官 長坂 敬治君

防衛施設庁長官 高松 敬治君

環境庁企画調整局長 船後 正道君

環境庁自然保護局長 首尾木 一君

環境庁大気保全局長 山形 操六君

環境庁水質保全局長 阿安 誠君

厚生省環境衛生局長 浦田 純一君

林野庁長官 福田 省一君

水産庁次長 安福 教夫君

通商産業省企業局参事官 三枝 英夫君

通商産業省公害保安局長 青木 慎三君

委員外の出席者

通商産業省化学工業局長 齋藤 太一君

自治政務次官 武藤 嘉文君

通商産業省公害保安局公害防止指導課長 松村 克之君

通商産業省繊維課長 堀 司君

通商産業省原料紡績課長 堺 司君

自治省行政局行政課長 砂子田 隆君

特別委員会調査室長 綿貫 敏行君

六月七日

環境保全基本法案(岡本富夫君外一名提出、衆議院第四五号)

同日六日

日光国立公園尾瀬地区の自然保護に関する請願外二件(山口鶴男君紹介)(第六三六七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

公害対策並びに環境保全に関する件(水質汚濁対策等)

○佐野委員長 これより会議を開きます。

委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

水俣病問題の実情調査のため、議長に対し委員派遣の承認を申請したと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、派遣委員の人選、日時、派遣地等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○佐野委員長 内閣提出の自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田中寛君。

○田中(寛)委員 私は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案につきまして、若干の質疑をいたしたいと存じます。

〔委員長退席、小林(信)委員長代理着席〕

まず、質疑を申し上げる前に申し上げたいと思えますことは、今回のこの二つの法律の一部改正案は、最近各種の開発行為が全国的に取返しのつかない自然破壊の弊害をもたらしつつある現状から見まして、きわめて緊要な措置でありまして、したがって、基本的には賛意を表するものであります。むしろ率直に申し上げますならば、この改正措置がおそきに失したというふうな感じを抱いておるものであります。と申しますことは、全国的に最近の開発による自然破壊の進展に伴いまして、各府県におきましては、すでに県独自の条例をもちまして、名称はいろいろありますが、自然環境保全条例といったような条例を制定いたしました。この条例に基づいてすでに各種の規制を加えておられて、中には相当なきついつい規制をしておる場合もあるものであります。しかしながら、何といえども根拠法規がないために、単なる条例だけでは、私権の制限にわたるような規制については法律上疑義があるというふうなこともございまして、結局単なる行政指導に終わっておるという面もございまして、また中には、きついつい規制をいたしたことにいついて、裁判されたに達しているという面もあつて、裁量でございまして、したがって、各府県においては、すみやかにこのような根拠法の制定を強く希望いたしておったのであります。ところが、今年になりまして自然環境保全法の制定となり、今回また自然公園法及び自然環境保全法の一部改正案が提案をされるという運びになったわけでありまして、時期的にはおそきに失した、後手対策の色影がきわめて強いのであります。しかしながら、まさるものであります。そういう意味におきましては、一つの大きな前進である、かように評価をいたしまして、基本的には賛意を表しておるものであります。

次に、せっかくこの改正案が提案をされておりますけれども、この改正案によって一体どれだけの実効をおさめ得るかという観点から若干の質疑をいたしたいと思ひます。

御承知のとおり、自然公園法及び自然環境保全法の一部改正がかりに厳正忠実に施行せられたといたしまして、はたしていま全国的に大きな問題になっておる自然の保全あるいは自然環境の保護、こういったものがどれだけ一体実効があげられるか、まず面積的な面からお尋ねをいたしたいのであります。

そういう観点から、自然公園法の対象になる公園面積は、先般提出されました昭和四十七年度公害の状況に関する年次報告によりますと、昭和四十八年三月末現在における国立公園の面積は百九十九万一千ヘクタール、国定公園が九十九万九千

ヘクタール、都道府県立自然公園が百九十九万ヘクタール、大ざっぱに申しまして、国立公園が二百万ヘクタール、国定公園が百万ヘクタール、都道府県立自然公園が二百万ヘクタール、こういうことでございますので、合計いたしまして、自然公園法の対象になる公園面積は約五百万ヘクタール、こういうふうに見てよいのでありますが、わが国の国土総面積が三千七百七十万ヘクタールでございますので、したがいまして、この自然公園法の適用を受ける対象面積は、比率にいたしますとわずかに二三・五％程度に相なるわけでありまして、つまり、これだけの二つの法律を一部改正いたしまして、その対象になる面積というものは全国土面積の一割三分余にすぎないということであり、ことにそのうちの問題になる普通地域、屈けり、出制の対象になっております普通地域から申しますと、さらにまた面積は少なくなるわけでありま

一方また、自然環境保全法によりまして指定を受ける普通地域というものは一体どの程度の面積になるかという問題でございますが、この点につきましては、残念ながらまだ指定になっておらないうえ、そういうことでございますので、この点につきましては、ぜひお伺いをいたしたいのでありますが、自然環境保全地域のうちの普通地域というものは一体どういふ地域が指定をされるのか、さらにその指定は一体いつごろ完了する見込みであるのか、さらには最終的に、この自然環境保全法による普通地域の面積というものはどれくらいになる見込みであるのか。先ほど申し上げましたように、この二つの法律改正の適用が一体どの程度の面積に及ぶかということを判断する前提といたしまして、まずお伺いをいたしたいのであります。

○首尾木政府委員　今回の改正によりまして及
地域、これは普通地域を対象にするところでごさ
います。国立公園の普通地域等につきまはして
先生のほうからすでにお話ございましたので、
その点は省略いたしますが、新たに自然環境保
全地域に指定するところはどうかとい

うことでございます。この点につきましては、現在の自然環境保全法におきまして自然環境保全地域の普通地域と申しますのは、自然環境保全地域が、たとえば亜高山性植物の残されておるところでございますとか、あるいはまた原生的な森林でありますとか、動植物が特に豊富な場所でありますとか、そういうたようなすぐれたといえますところを普通地域とされるということでございます。この普通地域について最終的にどれくらいの大きさになるかということでございますが、これにつきましては私どもこの四月十二日に法律が改正になりまして審議会も発足いたしましたので、早急に自然環境保全法に基づきまして自然環境保全基本方針というものをつくりたい。法律によりますと、その自然環境保全基本方針に基づきまして地域を指定するというところでございます。私どもこの地域の指定を急いでやりたいと考えておりまして、各それぞれの候補地につきましては現在各都道府県の協力も得ましてその候補地について目下検討をいたしておる段階でございます。今後この自然環境保全基本方針につきましては、この夏じゅうにこれを確定をいたしまして、秋以降に指定の業務というものが開始される予定になっております。もちろんこの自然環境保全地域の指定はこれは早急にそれを広げてまいりたいと考えておりますが、この指定につきましては、それぞれ各地方において公聴会等を開催する、さらに関係諸官庁との協議等の手続もございまして、またそれらの地域を守るための保全計画の策定ということを地域の指定と同時に進めていかねければならないわけでございますので、本年度一ぱいに全部の地域の指定が完了するというものではないと考えております。

で、私どもは今後国立公園なり、あるいは国定

公園、そういう自然公園の地域も含めまして自然環境保全地域というものについてはできるだけこれを広くつくっていきう、広くつっていきたいという考え方であります、その残されたわが国の自然環境保全地域というものをいわば漏れなく拾っていきたいというような考え方であるわけでございます。その前提といたしまして、本年度自然環境保全法が施行されるに伴いましてこの法律による全国の自然の環境の一斉調査というものを行なうことで現在その準備を進めておるわけでございます。この調査はこの夏に行なわれまして今年度一ぱいには集計、解析をいたし、いわばわが国における残された自然環境の地帯というものを全国的な地図の上に落とせるというようなところまで今年度の調査を完了させたいというふうに考えておりますので、その調査ができますれば全体としてのもう少し広さといえますか、そういうものについてどの程度を目途にすべきかということが具体的な数字となつてあらわれてこようかというふうに考えておりますが、目下のところ国土の何%までというはつきりしたところまで現在数字を持つておるものではございません。私もは、繰り返して申し上げますが、現在の国立公園等の自然公園地域が全国でまだ御指摘のように一三・六%という程度でございますから、この地域を広げていきたいという考え方でございまして、そうなりますとそれの中の普通地域というのは当然現在よりも広くなつていくというふうに考えておるわけでございます。

○田中(党)委員 自然環境保全法の制定を、それ自体がすでに冒頭に申し上げましたように後手になってきておる。せっかく法律が制定されて施行されておるにもかかわらず、まだ基本方針も策定ができておらぬ、また具体的な調査もこれからである、今秋には一部地域の指定になるかも知れぬが、年度内に全地域の指定を終わることはできぬというふうな進行状況であることはまことに遺憾であります。一日も早くこれを促進をされまして、せっかく制定されたこの自然環境保全法が実際に

機能し得るような状態に持っていくことがきわめて緊要ではないか、かように思いますので、その点につきましてはひとつ格別の努力を強く希望いたします。

同時になお、もうちょっと掘り下げて伺いたいのは、この自然環境保全法による普通地域の指定、この面積が一体どの程度の見当になるのか、およその見当があると思います。私の見るところでは、もともとこの地域指定の基本的な条件が高山性の植生であるとか亜高山性植生が相当部分を占めておる森林あるいはすぐれた天然林が相当部分を占めておる森林等のすぐれた自然の区域を中核にいたしまして、それらと一体になって自然環境を形成しておる地域を普通地域として指定をしようということでございますから、おのずから面積的には相当の制約があるのではないかと、この自然環境保全法の指定地域というものはそれほど大きな面積にならないのではないかと、こういうふうに見当をつけておるのでありますが、まだ基本方針も立っておらぬ、調査も具体的にやっておらぬ、そういう状態のもとに具体的に面積がどれくらいになるのかわからぬといえはそれまででございますが、環境庁御当局として一体どのくらいの見通しを持っておられるのか、この法律の効果を判定する前提といたしまして、お見通しがあればお聞かせいただきたいと思います。

○首尾木政府委員　自然環境保全法に基づきまして新たに指定をいたします地域には原生自然環境保全地域、それから環境庁長官が指定をいたします自然環境保全地域、それから都道府県において指定をいたします都道府県自然環境保全地域、この三つの種類のものがあるわけでございます。

この中におきまして原生自然環境保全地域というものは、これはかなり限られた地域になると考えておりますが、自然環境保全地域のほうはそこに要件というものを書いてありますが、それについては、「自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを」と、自然環境保全地域として指定することができます。

す自然環境保全地域、それから都道府県において指定をいたします都道府県自然環境保全地域、この三つの種類のものがあります。

この中におきまして原生自然環境保全地域とい
うのは、これはかなり限られた地域になると考え
ておりますが、自然環境保全地域のほうはそこに
要件というものを書いてありますが、それについ
ては、「自然的社会的諸条件からみてその区域にお
ける自然環境を保全することが特に必要なものを
自然環境保全地域として指定することができる。」

というふうになっておりまして、その要件に該当をいたしまして、その要件のとり方というもののつきましては、かなり幅のあるものかと考えておるわけでございます。私もこのようにお考えな点につきまして、この法律をできるだけの弾力的に運用をいたしまして、なるべく広い地域につきましてこのように指定をやつていきたい、合意を得られぬものにつきまして指定をやつていきたいというように考えておるわけでございまして、先生、この範囲がどのくらいかという御質問でございまして、ただいまのところこの自然環境保全地域がどれくらいになるかということにつきましては、これも今後のこの法律の運用によりましてかなり幅が出てくるのではないかとお考えにしております。まあ全体といたしまして、これは私も法案の成立段階におきまして、検討段階におきまして、全部の自然公園地域あるいは自然環境保全地域、これらを合わせてわが国における自然環境保全地域というものを現在の自然公園の倍ぐらいいは持つていきたいというようにお考えをいたしまして、検討をいたしておりますが、これはあくまでもそういう全体の客観的なものでございまして、現在のところ自然環境保全地域というものをさらにそれよりもたくさんとれば私どもはそれよりも多くつていきたいというふうな考え方であるわけでございます。

○田中(寛)委員 現在の自然公園の面積の倍ぐらいいは指定をしたいとお話でございまして、自然公園面積にはるかに及ばないのではないかと、私はむしろこのように推定をいたしております。先ほど申し上げましたように、この自然公園法の対象になる公園面積が五百万ヘクタール、そのうち届け出の対象になっておる普通地域というのはその半分に満たないわけですから、二百四十万ヘクタール未満でございますから、これに、いまお答えがありましたように、さらに自然環境保全法による地域指定の普通地域面積がよほど大幅に指定されたとしても、この二つの法律でカバーできる面積は、国土面積の全体に比べますと非常に

わずかな面積になってしまふのではないかと。したがって、せっかくこの法律を一部改正いたしました、開発の規制を強化しようとする意図があらわされて、面積的に見てその効果の及ぶところは、かりに忠実厳正にこれが実行されたとしても、大きな限度があるとは私には見ておるのであります。それに引きかえまして、この国会に森林法の一部改正案が提出をされておりますけれども、この森林法の一部改正による開発許可の対象になる面積のほうにはるかに大きいのではないかとお考えに私は見ておるのであります。

林野庁長官来ていただいておられますか。——つきましては林野庁長官にお伺いをいたしますが、今度の森林法の一部改正によりまして、開発許可の対象になる林野の面積というものは大体どれくらいに見当をつけておられますか。

○福田政府委員 お答えいたします。日本国土三千七百万ヘクタールの中で、国有林と民有林を合算して森林の面積が約二千五百万町歩でございます。その二千五百万町歩のうち国有林は約八百町歩でございます。残りの千七百七十万町歩というものは民有林となっております。今、森林法におきまして、乱開発防止という意味におきまして許可制を設けることにしたわけでございまして、ただいま申し上げました千七百万ヘクタールのうち保安林であるとかあるいはその他の制約を持っておられます森林を除きますと、その面積が——制約があるものの約七百万ヘクタールでございます。普通地域、いわゆる白地と申しますのはおよそ一千万ヘクタールになるわけでございまして、その部分に對しまして許可制度を設けてまいりたい、こういうふうにお考えになっておるわけでございます。

○田中(寛)委員 ただいまお答えいただきましたように、約一千万ヘクタールが新しい森林法の一部改正による開発許可の対象面積になるというところでございます。自然の保護あるいは自然環境の保全が効果的に行なわれるかどうかというところは、この森林法の一部改正の運用いかんにかか

るところが面積的にはるかに大きいのではないかと、かように考えられるのであります。ところが、この森林法の一部改正案によりまして、許可制にはなつておりますけれども、しかしながら、土砂の流出あるいは崩壊その他の災害の発生のおそれのないこと、あるいは水源の確保に著しい支障を及ぼさない等の条件が充足されておる場合にはその開発を許可しなければならぬ、こういう規定に改正案はなつております。この規定の条文から申しますと、むしろどちらかと言へば、自然の保護という問題もございまして、私権の保護という色彩のほうに森林法の改正案には強いのではないかと、許可しなければならぬわけですから。そういう点から見ると、この一千万ヘクタールの対象面積というものは、この森林法の一部改正によりまして、逆に開発が相当進むのじゃないかというふうな見方もできるかと思つておられますが、この点につきまして環境庁長官、三木副総理は一体どのようにお考えでございまして、全体の自然の保護、自然環境の保全という観点から見て、森林法の一部改正の内容というものは十分御承知と思つておられますが、これらの運用につきまして、環境庁として将来どういうチェックを一体していけるのか、そういう関連の条文がどうも改正案には見当たらないやうでありますけれども、どのようにお考えでございましょうか。

○首尾木政府委員 先生のおっしゃいました森林法の一部改正でございまして、これにつきましては、確かに仰せのように、水源の確保に著しい支障を及ぼさないあるいは土砂の流出または崩壊その他の災害のおそれがないという場合には許可しなければならぬというふうなことになるわけでございまして、この森林法は、当然でございますけれども、そういう森林に対する一般的な規制でございます。私もやはりこの森林法というものが広い意味における自然環境の保全という意味において非常に大きな役割を持つておることを考えておるわけでございまして、自然環境保全法はそのような森林その他の地域も含むわけでございまして

が、森林につきましても、特に原生林のなものでありますとかあるいは人工の林でありましても特に樹齢の高いような地域でございまして、生態系的に見まして人手が加わつておるといふところが比較的少ない、こういう自然の地域というものを保全をするといふことでありまして、自然環境保全法の規制の目的と森林法の規制の目的というものはおのずから差があると考えておるわけでございまして、森林につきましては、土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更につきまして——これは先ほど林野庁長官からお話ございましたように、すでにそういうふうなものが保安林につきましては、これについて許可になつておるわけでございまして、このたび新たにそういうふうな森林の乱伐あるいは土地の形質変更によりまして、森林が森林でなくなるといふことによつて生ずる災害の著しいおそれとかがそういうことを防止するために、かなりこの森林法の許可制については広い意味における自然環境の保全という意味におきまして規制が強化されたものと考えておるわけでございまして。

先ほど申し上げましたように、自然環境保全法は、そういうふうなところの自然の度合いというものが高いところについては、森林法に加えまして、さらにこの地域をそういう地域として指定をしまして守つていく。そしてまた林業が行なわれております一般的な地域については、やはり森林法の一般規定によつて、今回の改正というものは自然環境の保全に役立つような改正であるといふふうにお考えになっておるわけでございまして。

○田中(寛)委員 お話のとおり、法律によりましてそれぞれなところの違うわけでありまして、抽象的なお答えをいたしたばかりということになります。私も、実は私が心配いたしておりましたのは、率直に申しまして、いまゴルフ場だとかあるいは宅地造成だとかそういう開発が行なわれておるの、もちろん自然公園の区域内においてもありますけれども、量的に一番大きいのは、やはり森林法の一部改正になる対象地域じゃ

ないか、こう見ておるわけです。ですから、これについて、いま森林法の一部改正で考えておられるようなやり方では、開発がそう簡単にはチェックできないのじゃないか、こういう心配をいたしております。

したがって、特にもう一つ伺っておきたいのであります。この自然公園の場合でもあるいは建設省の緑地保全の場合でもあるいは歴史的風土の保全の場合でも、開発等の一定の行為につきまして、許可制をとっておる場合には、私権との調整上、買い上げの措置が講ぜられておるわけです。

これは御承知のとおり。ところが、この森林法の一部改正におきまして開発についての許可制がとられましたけれども、これについては買い上げの措置が何ら考えられておりません。したがって、そういうこともあわせ考えますと、この森林法の一部改正による許可というものは、いままうとうとうとして進行しつつある全国的な開発ブームというものをほんとうに押えることができるかどうかというのを私は非常に心配をいたしております。

そういう観点から、自然公園法なりあるいは自然環境保全法の改正を企図されました環境庁として、これについてやはり十分なチェックといえますか、調整をすることを考えにならないと、十分な成果があらぬのではないかと、こういうことを指摘しておるのであります。

○首尾木政府委員 私どもは、具体的な地域として、直接に、自然環境保全地域でありますとか自然公園地域につきまして権限を持ちまして、この地域における自然環境の保全ということをやっているわけではございませんが、なお自然環境保全法は、これはわが国の自然環境保全の全体に関する考え方というものをやはり総則において規定をいたしておるわけではございます。

したがって、私どもは単純に直接の権限のあるところについてのみ、こういう自然環境保全の行政を進めようということではなしに、広く、わが国の自然環境保全につきまして今後必要なものについては発言をしていきたいというふうに考えておるわけではございません。また、現に、特に森林との問題、林野行政との問題につきましては、私どものほうの自然環境保全行政は非常に密接な関連を持っておりまして、従来からも林野庁と

いろいろ各方面につきまして協議をし、協力を合せておるわけではございますが、今後ともそういう点につきましては十分に林野庁と協力をいたしまして、全体としての自然の保全ということをはかっている、かように考えておるわけではございません。

○田中(寛)委員 林野庁長官、買い上げ制度を設けなかつた理由について所見をひとつ……

○福田政府委員 先ほど申し上げました普通地域に対してのそういう許可制を設けました理由、それは極端な乱開発を防止するというのが主目的でございます。そこで、その条件としまして、先ほど先生二つおっしゃいましたけれども、一つは土地の保全の問題、それから第二は水資源の確保の問題、第三点といたしましてやはり環境保全と

いうことを基準に考えております。たとえば騒音防止であるとかあるいは風致の問題、そういうようなことも一応は基準として、三つを考えたおるわけではございます。

そこで、はなはだしい乱開発を規制するというのが趣旨でございます。極端な私権制限はやらないということではございます。そこで、どうしてもこれはきびしく規制しなければならぬというものにつきましては保安林制度を導入しましてこれを規制する、こういう考えでございます。

○田中(寛)委員 そういたしますと、つまり自然環境の保全上特に支障ありと認められるような場合は、開発の許可があつたときに開発の許可をしないかわりに、逆に保安林に指定をして制限をする、こういう御趣旨ですか。

○福田政府委員 森林法三十五条におきまして、保安林につきましては補償しなければならぬという規定がございます。ただ、問題は、やはり買い上げ制度ということになりますと予算の裏づけが必要でございます。現在運用をいたしまして立木についての補償はいたしております。そういうきびしい規制をいたしますと、土地の買い上げ制度にまで、これは三十五条の趣旨によりましてやらなければならぬわけではございますが、でき得れば予算措置の関連でこれは措置してまいりたいというふうに考えております。

○田中(寛)委員 いずれにいたしましてもこの森林法の一部改正による開発許可の運用につきましては、環境庁との間に事務的にこの調整をする制度というものは何もないわけではございまして、行政運営として現在連絡協議をはかっていたと、いうほかにはないわけではございますが、特に環境庁長官、副総理であられますので、大所高所から、この森林法の一部改正の運用につきましては、ひとつ十分な配慮をいたいただくことが自然の保全あるいは自然環境の保護という観点から見て絶対に必要ではないか、こう私は考えますので、この点につきまして、ひとつ副総理の御所見を伺いたいと思ひます。

○三木国務大臣 田中委員御指摘のように、自然環境の保護の中に国有林の占めるウェイトというのはたいへん高い、そういうことですから、今後国有林などの伐採とか開発とかについては、十分に環境庁と協議をしなければならぬ。

【小林(信)委員長代理退席、委員長着席】
それでないと、自然環境の保護といつても、国有林などがその保護の対象から林野庁側で一方的に処理されるということでは、それは自然環境の保全というところにはなりませんから、そういうことでこれはそういうふうな行政措置の横行にはなっておりませんけれども、そういう自然環境の保全ということが今日一段ときびしく求められておるときから、この林野庁と環境庁との関係というものはさらに緊密、厳格な立場から自然環境の保全に遺憾なきを期するようにいたしたいと思っております。

○田中(寛)委員 特にいま副総理の御決意を承つたわけではございますが、国有林とおっしゃいましたが、むしろ問題は国有林開発許可の対象になる許可ですね。先ほど林野庁長官から答弁のありましたように約一千ヘクタールに及ぶ面積が対象になつておりました、いま進んでおる具体的な開発等はそういうことにむしろ一番の問題が伏在をしておるというふうに考えますので、この点特に御配慮をいただきたいと思ひます。

次に伺いたいのは、国土総合開発法案がこの国会に提案されておりますが、これと自然公園法及び自然環境保全法の一部改正法の関連につきまして二、三の点をお伺いしたいと思ひます。

その第一は、国土総合開発法案によりまして、「都道府県知事は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定める」ということになつておりました、地域区分は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域、この五つになつておるわけではございますが、最初何に伺いたいのは、この新しい国土総合開発法が成立いたしました場合に実施される土地利用基本計画の中の自然公園地域は、自然公園法の対象地域であり、自然保全地域は自然環境保全法の対象地域そのものになる、こういうふうに理解をしておるわけではございませんか。

○首尾木政府委員 都道府県知事は、当該都道府県の区域につきまして、土地利用計画を定めるというところであります。その利用計画における自然公園地域と、それから現実の自然公園法による指定地域というものが一致するかどうかというところをお尋ねでございますが、自然公園地域につきましては、ほぼ一致をするということになろうというふうに考えております。ただし、その指定の時期等の前後関係といえますか、そういう問題につきまして、自然公園地域の指定が先行するののか、それともこの計画が先行するののかという点につきましては、これは必ずしも一義的に割り切つておりませんが、しかし、自然公園地域というものは、自然環境保全地域にはほぼ一致するといふふうに考えております。ただし、自然公園地域の中に、たとえば、自然公園地域でありまして、いわゆる都市公園的なものというものが、現実に

入ってくるということ、これは場合によっていろいろものもあり得るというふうに考えておりますが、大体ここにいておられますのは、ほぼ自然公園法による自然公園地域とお考えいただいてけっこうだと思えます。

それから、自然保全地域でございますが、これも主として自然環境保全地域といったようなものが、自然保全地域の中核をなすものであります。さらにこれにはそのほかの緑地、たとえば首都圏の近郊緑地でありますとか、そういったような緑地として保全する地域というよりなもので、この自然保全地域の中に入ってくるというふうに考えてよろうかと思えます。

○田中(寛)委員 そういたしますと、この新しい国土総合開発法によりまして届け出ないしは許可を受けた土地につきましては、当該土地の利用の目的が土地利用の基本計画に適合しているあるいは周辺の自然環境の保全上明らかに不適当なものであるというところが確認された土地につきましても、ただいま提案されております自然公園法なりあるいは自然環境保全法の一部改正による規制の手続を受けなければいけないのかどうか、その点はいかがうございましょうか。

○首尾木政府委員 当然実地法による許可ないし届け出を要するといふふうに考えております。

○田中(寛)委員 国土総合開発法でそういった点が確認されて、許可をされたらあるいは届け出が認められたらという場合でも、あらためてこの自然公園法なり自然環境保全法による届け出はしないか、あるいは、こういうことですね。

○首尾木政府委員 さようでございします。

○田中(寛)委員 いま提案されております二つの法律の一部改正案が、ただ単に法律ができただけというふうな結果になってはならないので、自然保護あるいは自然環境の保全というものが効果的に確保されるように運営されなければならぬという観点から、ほかの法律等で開発の対象になる土地に対して、どのような配慮がなされるかというふうな観点からお伺いをいたしましたわけでございます。

ございますが、率直に申しまして相当心配が残っております。いま現実に行なわれておるいろいろの開発というものが、この二つの法律の対象外で進展をするという心配がございします。ひとつこの点につきましては格段の御留意をぜひお願いいたします。かように考えるものであります。

なお、そういう観点から、せっかくこうして法律の改正をされるのに、依然として自然公園法でも自然環境保全法でも従来どおり届け出制の範囲に規制がとどまっております。なるほど三十日以内に開発行為に着手しなくてはならぬという猶予期間が設けられましては、若干輻輳感の感があるけれども、一般的な感じをするわけでありまして、いろいろほかの法律の許可制度などとの関連を考えますと、百尺竿頭一歩が進められなかったのかという感じがいたします。けれども、この点につきましては環境庁のお考えを最後に伺っておきたいと思っております。

○首尾木政府委員 今回の改正は従来から十分でございました自然公園の中の普通地域であります。と、あるいはそれと同一の扱いになっております。また新たな自然環境保全地域における普通地域の規制を強化しようという考え方で出発をいたしましたものでございまして、その実態から申し上げますと、これまで届け出をすればすぐ着工をすることができるといふふうになっておりました。ものですから、したがってこれに対しての措置命令というものも実際問題として十分発動をしにくいというふうなことがあったわけでございます。いわば届け出を前提にして、すぐ着工してよろしいというふうなことでやられた工事でございますから、したがって、本人のほうではそのように許されたものとしてそれを考えるといふことで、規制が十分に行なわれなかった、こういうことがありましたので、今回は事前に三十日間の着工制限の期間を設けまして、その間にその工事等が許されるものかどうかという点を十分審査をいたしまして、その間に必要なものについては禁止命令あるいはそ

の他の措置命令を出す。それから指導も十分にやっていくというのが今回の改正のねらいであるわけでありまして。なるほど先生もおっしゃるように、その点について許可制にするということ、これは一つの考え方でございしますが、この許可制にするというところのために、方法といたしましては特別地域の拡張といったようなこともあり得るわけでございますが、本来普通地域というものは、いわば現在までそのような許可制までは必要としないけれども届け出制でいうことで一応指定をした地域でございしますから、したがってこれを許可制にするためには、やはり地域の見直しということもやる必要があるのではないかと、こういう議論がございまして、したがって、現在の法制といたしましては届け出制で、しかし実質的には許可制に近い三十日間の着工制限を置くことによつて目的を達成しようというふうな考えをしまして、この届け出制の地域というものをしたまま規制を強化するということをやったわけでございます。

○田中(寛)委員 そういたしますと、この自然公園法による公園等につきましては最近の新しい情勢に即して地域的な再編成といったようなことなども当然に検討をされる、こういうふうな理解をしてよいわけでございますか。

○首尾木政府委員 自然公園法の地域の見直しといたしまして、公園計画の見直しといたしまして現在計画的にやっておりますところでございます。また、地域の編成につきましては、その地域の今後の拡大というふうなことも含めまして、現在の情勢に即応するような形で公園計画の見直しという中で、先生のおっしゃるようなことをやっていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○田中(寛)委員 最後にもう一つ、実効をあげる手段といたしまして、自然公園に対する管理体制の整備充実の問題でございしますが、従来、率直に申しまして、単に国立公園とか国定公園とか、あるいは県立公園だとか、指定はございまして、いわゆる指定のしっぱなしになって、ほとん

ど管理がなされておらない。そのことが、今日自然公園地域内における乱開発を誘発した一つの大きな原因になっておると思われのであります。まあ私も、実は県で実際に経験をいたしました。せつかく国のほうから国立公園にしてもらったり、あるいは国定公園に昇格してもらいたければ、この面における管理体制というところになります。ほとんどないことがなされておらぬというところでございます。先般行政管理局の報告の中にもこの点が指摘をされておりました。この二つの法律の一部改正に伴いまして、自然の保護なり自然環境の保全の確保を期する観点から、この管理体制の整備充実ということについてどのようにお考えになっておるか、何か案があれば伺いたいと思っております。

○首尾木政府委員 御指摘のございましたように、これまでの自然公園についての管理体制というものが十分でなかったという点については、私もやはり十分でなかったというふうに考えておるわけでございます。全般的な方針といたしまして、この管理体制の強化ということ、今後のこの自然環境の保全ということについての一番大きな問題であろうというふうに考えておるわけでございます。明年度以降の予算あるいは組織の拡充等につきましては、目下その点について特に力を入れて検討をいたしておるところでございます。本年度の予算におきましては、これは現在の国立公園管理事務所が全国で八カ所でありまして、それがさらに二カ所増強になりました。管理人が全国で六十二名でございまして、七十一名と九名ふえることになっておりました。七十一名といたしましては、私ども、まあ二百万ヘクタールに及ぶという国立公園だけのことを考えてみまして、これで十分な管理体制であるというふうには考えられないのでございします。この管理体制の問題でございしますが、非常に広い地域でございします。これを十分に管理をするためには、単に国の直轄の人をふやすというだ

けでは、これは必ずしも十分ではなからうというふうに出ておられるわけですが、いろいろな現実の問題を考えると、やはり国、都道府県において特にこの管理体制を強化すること、さらに今後の問題といたしまして、そういう国立公園をかねておられる地元の協力も十分得ていかなければいけないというふうに出ておられますが、さらに予算的な問題でありますけれども、管理費が十分でない点で、こういう点については、国の直接の管理費の増額も考え、さらにそういったようなことに対する各種の助成といえますか、こういったことについても、今後検討をしていかなければならないと考えておるところでございます。

○田中(寛)委員 実はまだこまかい点につきましてもお伺いしたいのでございますが、時間が参りましたので、最後に、重複をいたしますが、先ほど来申し上げましたように、自然環境保全法の制定は、時期的にはむしろおそきに失したからいがあるわけでありまして、各県もめいめいに条例をつくっていただくと、この法律に基づく地域指定を一日も早く完了して、府県に対する指導方針を明らかにしていただきたいこと。

それから第二点、森林法の一部改正あるいは新しい国土総合開発法その他開発に関連する他の法律の運用との関連を十分に御留意いただきまして、その間の連絡調整に遺憾なきを期せられたいこと。

第三には、いま申し上げましたように、公園等の管理体制の整備充実、予算の裏づけを当然伴うことになってまいります。以上三つの格段の御配慮をいただきまして、せっかく提案されておられる二つの法律の一部改正案が法にならぬ、確かに実効があるというふうな結果を得られまいように、格段の御尽力をいただくことを要望いたします。私の質問を終わりたいと思います。

○佐野委員長 公害対策並びに環境保全に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。林義郎君。

○林(義)委員 私は、ここ最近急速に巻き起こっております水銀の汚染問題、PCBの問題につきまして質疑をいたしたいと思います。

質疑に入ります前に、一つ委員長にお尋ねをしたいのでありますが、先般来、国会が審議拒否によりまして流れてしまった。当委員会も残念ながら開会に至らなかったようなことがありますが、問題は王制云々という話であります。この発言はよその院で行なわれた発言であります。私は、王制問題もさることながら、やはりわれわれがいま考えなければならぬのは、国民の健康を守り、福祉を高めていくこととあります。そういう点からいいますと、やはり当委員会におきましては、いろいろな問題があるにせよ、きわめて重大な問題が毎日のごとく新聞に出ておられるわけでありまして、そういう問題にもかかわらず委員会の審議をすべきだったろう。特別に、何をしてもいいからこの委員会の審議をすべきだったのだらう、こう思います。しかし、済んだことであるから私はあえて申しませんが、私、委員長に提案申し上げたいのは、水銀問題、PCB問題はきわめて深刻な問題であります。単に局所的に水俣でどうであった、岩国でどうであった、徳山でどうであったという問題ではありません。これは全国的な問題になってきているというふうな感じがするのであります。単に行政当局に対してどうしろというふうなことは済まなくなっているような問題だと思っております。まさに政治家がいろいろと考えて抜本的な対策を立てなければならぬ時期にきておると私は思うのであります。そういう観点から、当然当委員会においてお互いに与野党の立場を越えて議論をして、この問題の解決に当たるべきだろと思うのであります。そういう意味におきまして、通常は定例日二日、火曜日と金曜日ということになっておりますが、そのほかの日におきまして、週五日制というところでありましたけれども、週五日でなくてもよろしい、週六日でも私は徹底的にこの問題について集中的な議論をすべきだろと思っております。これにつきましての委員長の御見解を承りたいと存じます。

○佐野委員長 ただいまの林委員の御質疑、御意見、第一点につきましては、理事会におきまして委員会の運営につきましては腹藏ない意見を交換しながら現在円滑に進めておると思っております。またいろいろな点がありまして、後刻理事会におきまして運営等の問題に關しまして討議を深めていきたいと存じます。

第二点の水銀あるいはPCB、たいへん深刻な事態になりました。行政も政治もきびしく自己批判が迫られておると思っております。そういう意味におきまして、本委員会におきまして先般七名の水銀学者を呼びまして水銀問題の本質に関する諸問題につきまして十分意見を述べたいただいたわけでありまして、またこの十六日から私たち委員会といたしまして二泊三日、水俣周辺の今後予想される危険な事態、そういうものに対するところの現実的な角度から検討を加えたい、こういうので委員派遣も決定いたしておるわけであります。

第三点といたしまして、今後の運営につきましても全力をあげて、いわゆる定例日に限らず、本問題の重要性にかんがみまして、当委員会のみでなく他の委員会の皆さんとの連合審査なりといういろいろな機会を私は積極的に活用いたしまして、国民の期待にこたえるために本委員会は前進してまいりたい、かように考えておりますので、一応お答えにかえて所信の一端を述べた次第でございます。

○林(義)委員 どうもありがとうございます。私は当面の問題としてまず取り上げたいのであります。まずPCBの問題からお尋ねをいたしたいと思っております。

六月四日の日に環境庁から発表がされましたが、

であります。と同時にそのときの調査というものが、私はよく全体の調査がわからないのであります。これは全国的なPCBの汚染実態調査の一環として水産庁がおやりになったというふうに聞いております。これは調査の時点はことしの一月から三月までの間、こういう話であります。この調査と昨年、四十七年九月に行なわれた調査との関係はどういうことになっておるのか。初めにやりました調査は何か非常に荒っぽいような調査で、私の地元で言いますと山口県でも岩国、徳山、宇部、仙崎、この四つをやった。その次にやったところの調査では岩国だけをやったのです。かというところになっておりますけれども、初めは言うならば定期検診的なものをやって、二番目に精密検診的なものをやったという形での調査であります。それともそれぞれ別個の目的での調査だったのですか、どちらですか。

○安福政府委員 ただいま御指摘になりました昨年の、四十七年の九月からこれは環境庁を中心に行なわれて、関係各省が協力いたしまして全国的に一応の概査をやったわけでございます。その結果、そのときの対象水域は百十地域であったと思っております。その中で一応疑わしきといいますが、非常に危険水域として私も内部で検討していた十四水域がさらに詳細な線密な調査をする必要がある、こういう地域を選び出したわけでございます。それにつきまして、本年の二月から私もその地域を重点的に水産庁が担当いたしまして調査をした、こういうことでございます。

○林(義)委員 実は昨年の調査では問題がないという話であった。ことしになって問題がある、七九PPMも岩国でPCBが発見されたということですが、昨年の九月の調査ではそういうことがなかった。それはその対象が違ふからそういうことになるのかどうかということですが、

たとえて申し上げます。もう一つ言いますと、六月四日の調査のときの新聞を見ますと、水産庁の長官が新聞談話で東京湾などというのは一応問題ないんだ、こういうふうな話であります。が、

用してなかった。たまたま汚染魚が出てまいりましたので、そこに廃棄するように東洋紡として処置するというのを申しておりました。

○林(義)委員　実は東洋紡が一番たくさん、調べたところではPCBを持っておるようでありました。しかしながら岩国地区でPCBを使用しておるのは、単に東洋紡だけではない、あそこにありますところは三井石油化学それから帝人ではなないけなかったかと思いますが、これもやはり量は少いけれども持つておるのであります。

ました特別立法を立てる必要があるのではない
か、こう思うのでありますが、水産庁当局はどう
いうふうにお考えでございますか。

○安福政府委員 本問題をどういうふうな今後し
ていくかという問題ともからむと思ひますけれど
も、まず水産庁といたしましては、それぞれ魚の
単体をつかまえてこれを措置するというわけにま
いらぬと思ひます。したがって、ある一定の
水域を画定して注意区域としてエンクロージャー
してまいる、こういう一つの前提を置かざるを得
ないだらう、こういう感じがするわけございま
す。

そういう場合に、前提としましてやはりその暫
定基準と申しますか、基準はこれだということ
でまず画定をする。現在PCBその他、暫定的な
ものがございますけれども、それを前提といたし
ましてやはり区域を限つてまいる。これは先ほど指
摘されましたように、これの精査なりそういう
方法論なり、今後さらにその地域を画定していく
必要があると思ひます。

そういうことをした場合には、それじゃどうい
う漁獲規制の問題をしまいるかということござ
いますけれども、この問題につきましてはこれま
でもそういう御質問があつたわけございます
が、水産関係の法律では、やはり漁業の資源であ
るとかあるいは漁業相互の調整の問題である
とか、そういう漁業調整上の問題、資源の問題、
そういう漁業プロパーの一つの目的を持った法律
でございますので、現在ございます漁業関係法律
ではその規制ができません、こういうことになつて
いることは御承知のとおりでございますので、そ
ういう一つの前提を置かしましてやはりそれを規制
してまいる必要はいろいろの方から御指摘願つ
ていられるわけでございますが、そういう特別立法
でそれを規制してまいるというのをせざるを得
ないんじゃないだらうかという感じがございま
す。それにはいろいろの前提なり詰めるべき問題
が多々あると思ひますけれども、そういう面
で関係各省ともそういう関係について十分検討

りを今後とも努力してまいりたい、このように考
えておる次第でございます。

○林義委員 いみじくも安福水産庁次長おつ
しやいましたように、水産関係の法律では、水産資
源の保護、水産の振興という観点からである。私
はそういう観点からこの問題の解決はできないと
思ふのであります。問題は、環境保全という考え
方、健康を守るという考え方からでなければなら
ない。私はそこを基本に置いて考えていかねばな
らぬ問題だらうと思ひます。そのときに一
体水産がどうしなければならぬかという対応を
考えるのがやはり法律の体系だらうと思ふので
あります。先ほど私申しましたが、イダとかボラ
とかいうものについてうんとPCBの汚染度が高
いということも事実であります。私は単に地域を
限つてだけ規制するんじやなくて、魚の種類につ
いてもやるということを考えたらよろしい。この
前の当委員会での学者を呼んでの話しにきにもあ
りましたけれども、マグロというのは非常に水
銀の汚染度が高いということでございますから、
マグロの漁獲について、あるいはマグロを食用に
供することについて一時停止をするというよう
なことも含めて私は御検討いただきたい、こう思
うのであります。これは検討してもらへばよろし
うございますから、御答弁は要りません。

それからさらに私も一つ申し上げたいのは、
山口県でも健康診断をやるといふことになつてお
ります。ところが岩国でとれた魚は必ずしも岩
国の市民だけが食べるということになつておらな
いのであります。岩国から山の中に入つたところ
にも岩国の魚は持つていくわけでありまして、同
時に、広島は岩国の非常に近いところでありま
すから、広島は岩国の魚が高ければその魚は広島
に持つていって売つたほうがよろしいというこ
とで、みな持つていって売つたわけでありま
す。したがって、健康診断といふものは相当広範囲におい
てこれを行なわなければならぬだらう、こう思
うのであります。一体その健康診断につきまし
てはどういうふうな形になつておるのか。山口県

にまかしてあるということになりますと、山口県
では岩国までしかやれない。広島のはやれな
い。岩国のすぐ隣の大竹市なんかでも相当に食
べをするといふことになれば山口県ではやれな
いわけですね。一体どういう形であるのか、この辺に
ついては政府のほうでだれが御答弁いただく
か、お答えいただきたいと思ひます。

○浦田政府委員 これは環境庁が中心になつてP
CBの政府としての対策を進めていられるわけござ
います。健康に關する部分につきましては、厚
生省がこれに一体となりまして協力して進めて
いくということでございます。現在PCBそのもの
に着目したいろいろな検査、分析といふものは、
厚生省が食品並びに母乳の調査を進めていられ
るわけでございます。これらはいずれまた今年度の調
査も計画されておりますので、昨年の調査結果と
引き合せてまいて、全体としてどのような傾向に
なるかといふことはつかめるかと思ひます。また
食品は流通市場におきまして、私どものほうで、
つまり魚市場において最終的なチェックとしての
PCBの検査をいたしております。このような状
況でございまして、さらに全国八道府県におきま
して、一府県五百名を見当として特に健康調査を
進めておるところでございます。国民全体の方の
健康調査としてはどうかといふ、このような御意
見も一部ございます。しかしながらなかなか、検
査の項目あるいはその日時を要するといふような
点、技術的な面などから、国民の皆さま方全般の
そういう要求を直ちに消化するといふところま
では事実上無理かと思ひます。私どもは環境庁を
中心にいたしまして、やはり問題のあるところを
中心に、重点的に、しかもできれば保健所を動員
いたしまして、たとえば直接健康診断はできない
にいたしまして、たとえば健康相談といったよ
うな形でもって逐次国民の皆さま方のそういう
御要望を吸収していきまして、全般的に国民の
健康といふものに対して、こういう状態である
といふことについて意見を示すことができるように

努力してまいりたいと考えております。

○林義委員 健康診断をするといふことであり
ますけれども、山口県ではさつそくに岩国にお
いて健康診断をするという話であります。私は、岩
国だけでは足りないといふことを申し上げてお
るのです。大竹もやらなくちゃならぬじゃないか、
こういうことであります。またさらには広島もや
らなければならぬじゃないか、こういうこと
なんです。いまお話がありました、保健所を中
心にしてやるという話でありますけれども、やは
りこれは人の健康の問題でありますから、一番直
接的にタッチすべきなのは医者であります。やは
り医師会に呼びかけて医師会の協力を得てやつ
たらいいんじゃないか。そういう形ではできない
かどうかな。一日保健所へ行つてどうだとい
うことよりは、相当大がかりな、広い範囲の調査
をこの際やるのが適當ではないかと思ひますが、
医師会を使つて、医師がずっとみておるものが、大
体かかりつけの医者といふのがおりますから、そ
ういったところで調べるという形にすれば、それ
もそういうことではできないのか、医師会の協力
が得られないのか、どちらなんです。

○浦田政府委員 有機水銀中毒も同じでございま
すが、私どもはやはり医師会それからあらゆる医
療施設といふものの御協力を得まして、できるだ
けやはり国全体としてこの問題に総力をあげて早
く解決できるように努力すべきであるといふこと
で、実はきのう熊本県のはりからの陳情もござ
いまして、これは環境庁のほうで有機水銀中毒並
にPCBの対策の本部ができるというふうにつけ
ますが、そういうつたような形でもって厚生省と
いたしまして、まああらゆる病院、診療所、それ
からもろろその前に日本医師会、各県医師会の御協
力を得てこの問題に全力をあげて当たりたいとい
うふうな、きのう大臣のほうもお答えしてござ
いますし、私どももそのように考えておるわけござ
います。

○林(義)委員 私は、一番守らなければならないのは人の健康である。これは政治の根本の問題であります。こういった観点から、私は、この辺の対策を早急に進めてもらいたい。いろいろなことがありますが、健康がなくなったらどうにもならないということを大前提に置いて、今後いろいろな対策を進めていただくことを切に要望しておきます。

次に、今週の土曜日から水俣地方に、熊本県、佐賀県、福岡県、長崎県、ずっと当委員会調査に参ることになりましたが、私は、水銀の問題についてお尋ねをいたします。

先般の公聴会の席でもお話がりましたが、水銀をかつて使っていたのはアセチレン水合法とアルデヒド製造工程、それからアセチレン法塩化ビニルモノマーの製造工程、それから第三番目が水銀法の電解ソーダ工業であります。先般の学者の御答弁では、日本では苛性ソーダをつくるのに九五％は電解法であり、五％が隔膜法である、こういうふうな話である、ヨーロッパでは電解法、隔膜法の比率が七対三である、アメリカは逆に三対七である、こういうふうなお話がありました。私は、やはり水銀の問題を議論するときは、チソの問題もさることながら、どうしても電解ソーダ法についていなければならぬ問題だと思っております。外国におきまして、アメリカのように七対三ぐらいまでの比率になってきておる。しかも電解ソーダを使わなければならぬというふうなソーダは化粧品であるとかというふうな話があったんです。化粧品が、非常に見てくれがよくなくてもお互いにかまみしなればならぬと思うのです。この際思い切った電解法をできるだけ早く、すぐにやめろということにはなかなかいかぬかもしれないけれども、電解法を早くやめて隔膜法に転換するような抜本的な施策をとるべきだと私は思いますが、通産省の御見解はいかがですか。

○齋藤(公)政府委員 先生御指摘のように、わが国の現在の苛性ソーダの製造能力の九五％は水銀電解法でございます。五％が水銀を使わない隔膜法というやり方で行われております。こういうふうなわが国で水銀法が非常に伸びてまいりました理由は、水銀法によります場合のほうは品質が良好であるということ、大型の設備ができてコストが安いということ、大型の設備ができて、水銀法のほうが発展してきたわけでございますけれども、この水俣病等に見られますように、水銀問題が非常に大きな問題になっておりますので、通産省としても極力この水銀法から水銀を使わない隔膜法に転換をはかるべきであるというふうに考えてまして、先般、今後の苛性ソーダの製造設備の新増設につきましては水銀法は一切認めない、隔膜法による新増設しか認めない、こういう方針をきまして業界に通達いたしましたところでございます。したがって、今後はすべて新設あるいは増設は隔膜法によって行なわれていくと考えてますが、なるべく隔膜法の増設のスピードを上げてまして、従来の水銀法もスクラップを進めるといふことによりまして、なるべく早く隔膜法の設備に転換を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○林(義)委員 私はあえて御提案を申し上げますが、値段が違ひますからどうしてでも電解法をやったほうがよろしいということでありまして、私は思い切った課徴金制度をつくったらい、価格調整制度をつくって隔膜法でやるほうが安くするやうにしようというふうな形をとるか、そういう形によつてスクラップを促進していくことがどうしても必要じゃないか。それでは電解法というのはいくらでも必要じゃないか。電解法というのはやめたらどうかと。それくらいのことでは取り組まなければならぬ問題だと私は思ふのです。先ほどPCBのときに話がありました。PCBのところでは、修理の段階において漏れたのではないかという話であります。漏れて済むやうな問題ではないかと思ふ。やはり水銀が流れれば、その汚染というものはたいへん影響をもたすということは皆さま方よく御承知のとおりです。水俣にしてもしかりである。さらにこれからあるところの有明海の問題にしてもおそろしくやういふ問題があるのじゃないかと思ひます。そういう問題でありますから、ひとつこの際思い切つてドラチックな方法を講じなければならぬ。何年何月までには少なくとも電解法は全部やめてしまふ。それまでにはこういう対策を講じていくというぐらゐのかたい決意を持って私は進めるべきだと思ひますが、大臣おられますからしやうがないですけれども、この辺は局長からぜひ大臣にお話を申し上げていただきたい、これを私は強く申し上げておきたいと思ひます。

あとで三木大臣来られるでしやうから、そのときにもう一ぺん三木大臣にお尋ねいたします。徳山地区で、徳山曹達と東洋曹達が水銀法を使ひまして苛性ソーダをつくつておるのであります。これは聞いておりますが、徳山は相当に水銀の汚染がひどいのではないかとこの前からいわれております。一体ここについての精密調査はいつやられるのか。また新聞によりますと、水俣病患者ではなかつたかと思はれる人が二人ほどおつたという話であります。この辺につきまして健康診断その他はどういうふうな形になっていままで行なわれたか、またこれから行なうとされるのか、御説明をいただきたい。

○齋藤(公)政府委員 今月の上旬からアセチアルデヒドを従来水銀触媒を使ひまして製造をしておりました工場に、現在は全部昭和四十年ごろにやめましてやつておられますけれども、その工場の堆積物等の調査のために、アセチアルデヒドの工場、それからアセチレン法で同じく塩化水銀を触媒として塩化ビニルをつくつておりました工場、これも大半はこの製法を現在はやめております。それから苛性ソーダを水銀電解法によりまして製造しておられます工場、この工場分につきまして現在通産省並びに通産局の担当官を現地に派遣をいたしまして一斉点検中でございます。

つきましては先週現地調査をいたしました、まだ詳しい報告が参つておりませんが、電話によりまして報告によりまして、徳山曹達の場合には、会社の報告によりますと、これは昭和二十七年から事業を営んでおりますが、その間の約二十年の間での水銀の消費量が三百七トンでございます。ただ、三百七トンは投入しました水銀量と現在電解槽に残つております水銀量の差でございます。これがいろいろ排水処理をされたり、マッドと申しまして電解槽の底に原料の塩の不純分がたまつてまいりますが、その中に水銀がまじつて出てまいりますが、これが汚泥といふか、こうで回収をいたしておられて、そういうもので回収をした形で、従来は工場内の埋め立てをいたしておりましたし、法施行後はコンクリートで固めまして、やはり工場の埋め立てに使つておりました。そういう形でほとんどは回収をいたしておりました。工場の報告によりますと排水中に含まれた量は三・七トンという報告であります。ただ、このこの数量につきましてはなお現地につきまして調査が必要でございますので、現在もいろいろ調査中のところでございます。東洋曹達の方は昭和三十一年から水銀法で苛性ソーダをつくつておりますが、今回の通産局の調査によりますと、会社の報告では、この間の水銀の消費量は二百二十四トンでございます。これもただいま申しましたやうに、いろいろ排水処理をいたしましたり、マッドの中に出てまいりましたものをコンクリートで固めたりして工場内に保存をいたしておりました。排水中に含まれた量は二・九トン、こういうふうな報告を受けております。この数字につきましてはなお調査が必要かと思ひますが、大体今月一ぱいで全国の調査を終わりますが、その結果整理をいたしまして、その後の対策をとりたい、かように考えております。

○林(義)委員 私が聞きたいのは、現実には徳山湾では水銀が非常に汚染しているといふことです。すでにも調査が出ています。しかも漁民に対しては東洋曹達は漁業補償を何も問はずに一律一

万円ということと払っている。四百人くらいの漁業組合ですから、四百万円払うんですね。先ほど東洋紡の話でありましたけれども、東洋紡では、とった魚は全部買う。徳山の東洋紡連のほうでは漁業補償は全部一律一万円、こういうふうな話です。こういったものはばらばらにやっているといいのかわかるか。一方では魚は全部買っておきましよう、一方ではとにかく漁業補償で全部払う、こういうのも非常に私はおかしなことだ、水銀だから漁業補償をしなければならぬ、PCBだから魚を買わなければならぬという理屈は一つもないと思うのです。こういったことにおきまして、いわゆる機械的な対策というものが必要だろうと思うのです。漁業補償にしても組合員一人一万円ということになりますと、とつてもとらなくても一万円。漁業協同組合ですから名目的な組合員もありません。そういった人についても一万円ということになると、非常におかしな問題が出てくる。その組合に入っておればあまり漁業をやらない人も一万円。隣で一生懸命漁業をやっている人はもらえないという問題もあるわけです。私はそういった点はつきりした対策を早急に立てていく必要があると思うのです。

大臣お見えでございますから、時間も時間ですから私は大臣にお尋ねしますけれども、実はこういう問題なんです。

一つは水銀の問題であります、水銀につきましましてアセトアルデヒドの製造、塩化ビニールの製造、それから苛性ソーダの製造のこの三つに使われております。苛性ソーダは九五％が水銀法によつてやられておりますから、できるだけ早く水銀を使つて苛性ソーダをつくることをやめなければならぬ。

先ほどPCBなんかで話がありました、修理をしている工程で出てくるというふうな話でありました。こんなことではその怠慢は許されないのであります。そういった意味で一番いいのは水銀法を使わないでやるようにしたほうがいい。そのためにはスクラップダウンをしたり、いろいろあり

ますけれども、価格問題もありますから、私は価格差補償金みたいなものをつくつて、水銀法でやる会社からは高く出す、それから隔膜法でやるところはその金をもらいうというふうなことで、業界内部でやつてもいいのではないかと私は思います。早急にそういう方法をやり、できるだけ期限を切つて電解法をいつまでにやめるのだというふうなことをやらなければいけないのだというふうなことをお尋ねをしたいわけでありま

それからもう一つは漁業補償であります、現実の問題としてPCBにつきましては、東洋紡が現在買った魚は全部県と市それから会社と漁業組合の代表が集まって、価格調整委員会が、一匹百円という魚が五十円でしたら売れなかつたらその差額の五十円は全部会社が持ちましよう、こういった形で全部魚を買っているわけでありま

一方東洋紡連のほうには漁業補償ということ、漁民に対して補償を一人一万円という形でやっているわけ、漁業組合は四百人くらいおるわけでありま、その四百人に対して一万円ずつ出す。そうすると漁業組合でもいづれも魚をとりにかれる方はかりではないと思うのであります。そうすると隣の漁業組合については補償が全然ないということになります、これはまた非常に不公平なことになる。自分のところとつた魚は全然補償も何もないということになりますと非常に不公平になりますから、この辺に対する対策も早急に立てていかなければならぬ問題だと思

先ほど水産庁のほうでは、関係当局と御相談いたしまして検討いたしますというふうな話でありま、やはり緊急を要するような問題でありま、緊急に対策を立てる必要がある。立法するならばわれわれも大いにこれをやらなければならぬ、こういうふうな考えているのであります。大臣の御所見を承りたいと思

○三木国務大臣 私ども林委員と同じように、いろいろとこういう水銀汚染が拡大されて、発見をさ

れてきている。その間にいろいろな住民の不安といふものが起こつておるわけ、きょうの閣議に、従来からも各関係官庁の連絡協議会があったのですけれども、この事態の緊急性、重大性にかんがみて、一段と政府の施策も強化する必要があるといふことで、水銀の汚染等に関する対策推進会議といふものを置きまして、私が議長になって各関係官庁、この会議体を持つて、そして緊急に実行しなければならぬものは実行していくという措置をとりたいと思つて、きょう閣議の了承を得てそういう推進会議を設置することをきめたわけ、さつそく明後日早朝八時からこの会議を開きたい。それできょう私のところで問題を整理して、あした一日ありますから、各省庁において研究してもらいたい。

その中に林委員の御指摘になつた水銀問題、これはやっぱり汚染源から対策を講じなければ根本的な対策といふものは講じられない。環境庁もあと始末ばかりする役所ではかなわぬですから、そういうことで、通産省の関係としては水銀という汚染源に対してどう対処していくか。実情も把握しなければいかぬですから、どれだけ使つたとか、一つの実情把握といふものが足りないわけ

この問題とか漁業補償、漁業のつなぎ資金の問題です。やはり漁業補償の問題も、汚染者がそれに対する補償をすべきであるという原則はくすさない方針ですから、その汚染者との間に漁業補償の話がつくまでのつなぎ資金といふものは、これは政府のほうとしても現行制度の枠内でも最大限の方法を考へる必要があるわけですから、そういう問題等についても一体どう考へるかという問題を、政府としての態度をきめたい。いま御指摘のように、一匹百円ですか、一人に対して一万円、一方の漁業組合に対しては何らの救済措置がないという。どうしてもこういう問題はやはり地方の自治体もつと介入しなければいけ

金、その求償権は保留するわけ、それから、漁業家

もあるいは県が立てかえるにしても、そういうこととでその間の漁業組合との間にオール・オア・ナッシングみたいなことはよくないですから、自治体ももう少し、実情を一番知っているのですから介入して、そして漁業家が補償の問題が片づくまでの間に、非常に生活をやつていくことにも困るというふうな状態はこれは救済しなければならぬわけですから、そういう点もその会議では十分に話し合つてみたいと思つております。

ちやうど林委員御指摘のことをわれわれもこれはやっぱり捨ておけないという考え方で、そういう推進会議を設け、そしてさつそくにその問題に対して政府間の見解をまとめたといふことにいたしておる次第でございます。

○林(義)委員 けさの閣議で推進会議をおつくりになつたというお話でありま、やはりたいへんな政治問題であります。大政治問題であります。そういった意味で、三木副総理が中心になつて強力な対策を進めていただくことを切に私は期待し、まに要望するものであります。

こいねがわくば、ひとつこれはあまり事務当局によらずに、大臣みずから責任をもつておやりになる。聞くところによりますと、三木大臣を中心にして関係各省の局長というお話でありま、そういうことではいけない。やっぱり関係閣僚は全部出て、責任をもつてこれに当たるという体制を私はぜひつくつていただくことが必要だろうと思つております。この点につきまして大臣の御所信を聞かせていただきます、私の質問を終わりたいと思

○三木国務大臣 必要があれば閣僚会議でも随時開くつもりであります。こういう人間の生命、健康に關係することですから、何よりもプライオリティーを持つておるわけでありま、私がみずから議長になつて処置をいたすつもりでございます。

○林(義)委員 ありがとうございます。

○佐野委員長 島本虎三君。

○島本委員 長官にまず一言、姿勢の問題から具体的な問題について、やはりいままでの答弁となき合はしてはつきりここで申し上げておきたい。

確かに二階堂官房長官それから三木環境庁長官を中心にして、きょうの閣議で推進会議ですか、これをきめられたようでありました。しかし、この有明湾沿岸それから水銀の汚染患者の発生、いま質問に出た徳山湾での汚染の表面化、こういうようなことの一つ一つがあと追いついてはならない、あと始末では困るといふ環境庁であります。

今度ももうはつきりした対策をつくる、私はこれはあくまで心から期待いたします。しかし、対策に乗り出したというよりいまの環境庁であつては困るのであります。環境庁ができたのは昭和四十六年の七月から、その場合には、あらゆる点で各法律に対して調整権を持つていたはずで、環境保全に対しては、長官の命令でやはり差しとめも可能であるわけです。もちろん修正に至つてはそれとおりであります。しかし、いま魚介類に含まれている水銀の安全基準であるとか、水質の基準や底質基準の策定であるとか、それから漁業補償やそれに伴う漁民の生活保障の特別立法化であるとか、あるいは県の対策の財政援助であるとか、それから原因の究明、こういう点がいま出されていく。というのは、きょういま現在熊本では、とつた魚が売れないという事で暴動一歩手前にあるそうです。そういうようななかにおいて、これから対策を練るといふのでは、これはやらないよりはやるにこしたことはありませんが、昭和四十六年七月に環境庁ができてその対策に当たってきた、その環境庁としてはお過ぎるわけですから、それで、環境庁自体の中で、まだまだはつきりした取り組みの姿勢がでないのじゃないか。機構の問題として、通産省から出向してきた者は非常に気がねをしてはつきりしたことを言えない。そして法律さえも出せない。まだまごまごして出ない法律が一つあるでしょう。それと同時に、開発に対する取り組みは、長官がいろいろな

ことを言つても、そのとおり内部の機構が動いてないのじゃないか、こう思われるわけでありました。私は、今後の対策とともに、環境庁自身があつたとする浄化のほうを先にすべきじゃないか。これをやらないうちに推進会議をつくつても、またどうにもならない結果しか招来できないでは困るのでありますから、つくるのとあわせて、環境庁内部の強化をひとつ大臣にとくと申し上げておきたい。いま私が言つたおそれはいまありません。

○三木国務大臣 環境庁の行政に対しては私は全責任を負うわけでありまして、私の方針に従つてみんなが非常に一生懸命にやつておるわけでありまして、島本委員の御懸念のようなことはない。ただ、こういう点はあるのです。過去にいろいろな汚染の原因といふものは蓄積されたものがある。これに対しては、あと始末ばかりだといふ御批判もあるかもしれないけれども、それはやはり処理しなければ、現にやはり汚染があり、汚染からいろいろな被害が起つておるわけでありまして、これは処理するといふことも大きなわれわれの仕事である。そういうことで、将来はなるべくこういうことのないように、どういふ事態が起るかといふことを見通して、そういう手を打つていくことが必要ではありましようが、現にそういう水銀なら水銀の汚染といふものが相当広い海域にあるわけですから、これを処理することとがわれわれの責任であるといふことで、この問題にも取り組んでいくことは当然のことであると考えておる次第でございます。

○島本委員 と申しますのは、やはりこの推進会議をつくつて、今後この緊急対策に当たる、けつこうです。そのときに、さすが長官は言いませんけれども、二階堂官房長官は、いままでのような各省庁のばらばら行政では困る、したがつて、これが進まないのだといふことを自己批判しているのです。あなたも聞いたはずで、そうすると、環境庁は、そういうようなことでないために強力

に一本化するために環境庁という庁ができたのでありますから、そのできたときの趣旨に沿つておらないといふことでありますので、今後——やはりこういうばらばら行政がこういふ結果になつたんだ、こういうようなことはまことに環境庁に対して侮辱なんでありまして、私はなぜそういうふうになつておるかといふところに問題があるかと思ひます。その証拠の一つとして私はここではつきりさせておきたい。

中央公害対策審議会ではいろいろ開発に対しての危惧すべき点をやりました。八つの罪といふこれに当たるかどうか知りませんが、その中で、開発を始める前の調査が不十分だったということが現在のこういうような乱開発の基礎的な要因であること、自然についての調査を事前にしなかつた、こういうような反省点をあげておるのであります。今回いよいよ北海道の苫小牧の東部工業基地の開発、この着工が事実上きまつた、こういうような報道がなされております。環境庁もこの計画に同意した、こういうふうに言われておるのであります。はたしてそうだとするならば、環境庁自身も環境破壊のこういうようなやり方に対して賛成したというやり方は、もうすでに環境庁を裏切る行為であります。しかし、これがどうなるのか、私は重大な関心を持つておるのであります。これに対してはつきりさせてもらわなければなりません。長官、これははたしてそういうような意味でもう認めたのですか。

○三木国務大臣 今月末に法案の審議会、これに正式にかかつて、きめるといふのはその段階であります。とにかく苫小牧は現在でもいろいろな環境基準の点から申しましていろいろ問題点があるわけでありまして、今後いろいろ工場の立地を進めていくについては、きわめて厳重な規制を行つて、そういう環境容量全体とにらみ合わせて、工場の立地といふものを認めていく。とにかく公害防止あるいは環境の保全といふこと、このことを前提としながら苫小牧の開発を進めていくという基本的な態度でございます。

○島本委員 それについてはもう前例もあるはずで、第二期、第三期の計画が第一期の終了しないうちにもう着工しようとして、大分の例がここに歴然としてあるわけですから、あれは開発の失敗でしよう。同時に、警備にもそういうような事例が埋め立てに關してあるわけでありまして、これはもうすでに御存じでしょう。そしてそれが瀬戸内海十一府県の中にこれが見られてきたのが、現在死の海に瀕した瀬戸内海の現状だといふこと、原因だといふことははつきりわかっているはずで、したがつて、今後やる場合にはそうであつてはならないはずであります。したがつて、ここまではつきりした、あくまでも環境保全と公害防止、これに全力をあげて、事前調査に徹底的に取り組まなければならぬし、そして何よりも環境保全を第一に取り上げるべきだ、これにそぐわないものは許可しないといふような基本方針になつたじゃありませんか。では、試みに苫小牧の場合には東部開発、これは巨大開発でありまして、これはもうすでに日本がこれほどの大きな開発はないような巨大開発になります。その中でいろいろな要件があつたはずであります。環境保全、公害防止、これを第一に取り上げて、絶対にこれは安心だといふはつきりした確証と施策ができてから、これをお認めになつておるのですか。それについて事務局から伺いたいと思ひます。

○船後政府委員 苫小牧の東部工業開発は先生御指摘のようにまさに巨大開発でございます。これを環境保全といふ見地から慎重に進めていかねばならないと考へております。

当面問題になつておることは、港灣をどのよう計画で着工するかという問題でございます。まず港灣計画と開発計画との関係でございます。港灣計画はある程度開発計画といふものを前提にして考へねばなりません。したがつて、現在のところ、港灣計画を進めるについて、必要な範囲内におきまして開発計画といふものを検討いたしておるわけでございます。北海道の東部の

苫小牧開発計画は、御承知のとおり、基本計画では鉄鋼二千万トンあるいは石油精製百万バレルという、かなりといえますが、日本でも最大の規模を考へておるわけでございます。しかし御指摘のように、現在まで環境上の諸条件につきまして種々検討いたしました結果では、現在のところ、この基本計画に示されておりますような生産規模がそっくりそのまま入って、しかも環境保全上絶対だじようぶであるということにつきましての見通しは得がたい段階でございます。そのことから、当面の港灣計画を進めるについて環境保全上絶対必要な条件は何であるかということにつきまして、道を中心にいわれる環境アセスメントを進めてまいったところであります。この結論に基づきまして、基本計画そのものの検討はさらに今後に譲りつつも、当面の港灣計画というものをきめたいという北海道の御希望がございまして、この六月の末には港灣審議会に付議する予定になっていくこととでございます。

○島本委員 環境基準や環境保全をあと回しにして、とりあえず着工をきめた、こういうようなことはいままでも同じやり方じゃありませんか、長官。いままではそれをやっていたからあと追行政政になり、日本列島がいまのような公害列島になってしまっているのです。今度だけはそういうことじゃない、こういうような発想だったと思うのですが、それも依然として同じような状態じゃありませんか。この開発姿勢は経済成長時代の開発路線と考へ方が同じだ。第三期の開発計画だけは、いまのように社会情勢が変わっています。経済情勢も変わっています。長官はこれに対して、経済成長率は七％か八％程度に抑えるのが望ましい、そのようなことをはつきり言っている。しかし、この計画は一％から二％の計画ではありませんか。環境庁長官が言っていることと事務当局が指導していることは全然違う。これが現在の有機水銀や現在のカドミウムや現在のPCB、こういうようなものはなんらんを起すものなんです。これはまさに経済開発優先主義じゃありませんか。こういうようなやり方では、もう全然なっておりません。港を認めることは、すでに後背地の設置を認めることです。こういうようなやり方はもうすでに日本では禁止になっているはずなんです。どういうわけでこれを認めたのか。いまだにむつ小川原の開発を認めておられない。志布志湾、これとて重大な問題であって、これも認めておられない。北海道が手薄だといって北海道に巨大開発のオーケータを出す。これではまさに環境破壊の元凶は環境庁ということになるじゃありませんか。環境庁長官、これは重大ですよ。

○船後政府委員 先ほどは現状における経緯を申し上げたのでございしますが、この東苫小牧の問題を考へます場合に、私どもは現状に於ける環境の健康が絶対的にそこなれないという嚴重なる環境目標を設定いたしまして、開発のいかなる段階においてもこの条件が維持されるという方向を絶対的な条件として、開発を進めていくという方向でもって検討いたしておるところでございます。それにつきましましては、まずここに立地を予定いたしておられますような先ほど申し上げました生産規模、これを前提とするならばどのような汚染負荷の排出量があるかという予測をし、他方、このきびしい環境基準を維持するためにはどの程度に排出量を抑制しなければならぬかということとを予測し、両者の関連から、ここに立地すべき業種及びその規模あるいは絶対守るべき排出上の条件というものをきき出し、その結果に基づきまして、どの程度の開発計画ならば環境保全上問題はないかという検討を進めておるわけでございます。

現在までのところ少なくともいえますことは、現状のような技術を前提といたします限り、当初基本計画で示されておられます鉄鋼の二千万トンあるいは石油の百万バレルというものを同時に達成することは、これは至難であるということとでございます。当面鉄鋼の二千万トンはこれをたな上げたいとして、それによって当面の港灣計画策定に必要な開発規模というものを想定する。

なお、これは十五年、二十年にわたる長期の計画でございますから、当然のことながら、今後環境アセスメントも客観的な自然条件その他のデータの整備をまつ、あるいはアセスメント手法の開発も期待いたしまして、今後引き続き細部にわたるアセスメントを行ない、それによりまして現実に工場のレイアウト等の観点から環境保全ができないという見通しがつきました場合には、直ちにその部分は修正する。それに伴いまして当然港灣計画も後ほど修正されるべきであるというふうな、絶えず、工事の進行と現状の把握、そして将来の予測というものを勘案いたしまして、これが冒頭に申しましたように、開発のいかなる段階においてもきびしい環境保全目標が維持されるという条件のもとに開発を進めていく、そういう新しい開発にすべきである、かように考へて、北海道及び北海道開発庁におきましても、このような環境保全を大前提とする開発の進め方につきましましては同意を得ているところであります。

○島本委員 じゃ念のために言うが、新産都市計画においても同様に公害を出してもいいという開発だったのですか、この点はつきりさせてください。新産都市の場合の指導はどうだったのですか。

○船後政府委員 過去の新産、工特等、このように計画的に工業開発が進められた場合、先生御指摘のように、開発主体は無公害を標榜しておったわけでありましたが、結果といたしましては現状に見るがごとく非常に問題が起つておる。この反省に立ちまして、私どもは、当初の、まず開発計画そのものが単なるフィジカルプランに終わることなく経済上の指標以上に環境上の目標の厳守ということから開発目標それ自体を修正する。さらに先ほど来申し上げておられますように、やはり将来の汚染予測という問題がからまうことでございしますから、開発のあらゆる段階におきましていろいろな条件をそのつどチェックしながら、も

つど厳重に修正していくという方向で進めてまいりたい、かように考へております。

○島本委員 長官、いままでも同じ方法なんです。いまのようにして工事の進行と現状の把握、いままでもしていませんでしたか。これもしているのです。通産省やその他の官庁、指導もしているのです。環境庁ができて四十六年以來直接調整権を発動してもやっていったのです。それでもだめだったのです。まして将来の予測も把握してやるんだ。将来の予測の把握、これはどういふことですか。具体的にこれが港灣の審議会にかかって許可されたら、まっくらに立ちだかるのは後背地における鉄鋼なんです、石油なんです、石油の精製なんです。そういうような一つのプランがあるのに港を切り離してやるからいいんだ、こういうような考へ、一つ一つチェックするんだ、こういうような考へ、いまは鉄鋼を抜いているからいいんだ、鉄鋼を引っ込めたからこれを認めるんだというならば、鉄鋼は将来認めないという方針でこれを進めなければ合わないことになるじゃありませんか。そういうような方法でこれをやっているのですか。

満足し得るといふデータを得ました。ただし、一番初めの計画の膨大な計画でございますと、硫黄分一〇の重油を使つて一万六千立方メートル・パー・アワーの排出総量になりますので、新しい環境基準に適合させるためには、これだけのものではできませんで、八千ノルマル立米という計算が出て、その際はS分が〇・四％にならなければならぬという計算が出たわけがあります。なお、鉄鋼立地を留保した場合には、総排出量が八千よりさらに下がつて、六千という計算が出されました。

窒素酸化物につきましては、これは計測が四十八年四月から二カ所で測定器を設置して計測して

おりますので、実質上のデータは今後でございます。ただ、苫小牧地区のバックグラウンドを調査したところ、〇・〇〇三PPMという計測が出ております。ただし、目標値は非常にきびしいものが先般出されたもので、これは最初の計画でございますと一万九千余の排出窒素量のノルマル立米パー・アワーが出ておりますが、これでは相当わずかに、私どもの計算では、総排出量は五千立方メートルにしなければいけない。ただし、鉄鋼立地が留保された場合には四千ノルマル立米という計算が出てまいりました。

それから、逆転層につきましては、この観測は四十七年度の通産省の産業公害総合事前調査で七月に行なわれた高度別五十メートルから五百メートルの五十メートルずつのデータが、乱流、気温、風速、風向の特性について調査が出ておりますが、これではなお不十分でございますので、四十八年度から三カ年計画で諸調査を実施するように指導しております。

〇島本委員 全然これじゃだめです。まずその前に、大分の逆転層の調査、現にもう開発されているところ、あるいは重大な際に、これは通産省ではやっているのですか。そして大分の場合はどういうような指導をしておるのですか。

〇松村説明員 お答えいたします。

大分につきましては、大分県と通産省と合同して調査を行なったのでございますけれども、その場合には、気象条件といいますが、現地における気象データを調査したということでございます。そして、気象実験と申しますか、そういうことはやっております。

〇島本委員 十分調査をしないままに第二の計画なんか実施して、その結果がいまの大分の惨状です。そしてもうすでに公害罪処罰法によって住友は告発されたりしているのです。これも通産省はじめ政府の責任、こう言わざるを得ないと思うのです。現にこれをしていながら、新しいところは新しいところで、それをやるというながら、旧苦小牧、いわゆる新産都市で開発した旧苦で

す。その方面の施策は十分ですか。念のために言っておきますけれども、これは不十分です。こんな中にまた新しい計画をどうして入れてやっていくのですか。いま苫小牧の王子製紙の砒素のたれ流し事件というのが大きな問題になっておりますが、一体これはどういうようなことなのか。いつ起きて、そして砒素のたれ流しによってどういふ被害を受けているのですか。これは通産省並びに水産庁のほうから報告してもらいたい。

〇岡安政府委員 現在の苫小牧におきまして王子製紙の砒素の問題でございますが、北海道庁で苫小牧川におきまして五月二十一日から二十四日まで監視調査の結果によりますと、環境基準を上回ります。同時に、王子製紙の苫小牧工場からの排水水質の調査をいたしました結果、やはりその排水水質におきましても排水基準を上回る砒素が出されたということがわかったわけでございます。これに對しまして、北海道庁は、同工場に対して直ちに水質汚濁防止法に基づきます改善命令を発令して、砒素を排出する工程を廃止をする、やめるといふ命令をいたしまして、現在すでにそのような措置がなされておるわけでございます。

〇島本委員 したがって、旧苦においてもこれは不完全。工場は除去施設もつけておらないでしょ。そのままだれ流しでしょう。砒素の排出量は幾らなんですか。そして何年間たれ流したのですか。それをばつりつかんでおられますか。応急の措置をされたという。どういふ措置をされたのですか。いまのような三つについて答弁してみてください。

〇岡安政府委員 現在までの総排出量につきましてはまだ調査をいたしておりませんが、当時におきます水質をいたしましては、排水基準を越えるような、一PPMをこえるような水質の水を排水いたしましたおたけでございます。措置をいたしましては、砒素を発生するような工程をやめるといふふうになりましたので、今後は砒素は絶対に

出ないというふうな措置を命じて行なわれておるわけでございます。

〇島本委員 今後出ないのはわかったけれども、いままで何年間、どれだけ流しておったかというのです。被害が出ていながら、通産省のほうではそれを知らないのですか。どういふ指導をしていたのですか。排水基準の二倍から三・六倍、これは工場の排水口で検出できたのです。下流の苫小牧側では環境基準の四・七倍、これだけのものを検出しているのです。そういうような施設がないはずのものを、使つてならないというものをやっていたのです。過去にどれだけ流したか、これはつかんでないのですか。

〇青木政府委員 現在のところその数字はつかんでおりません。

〇島本委員 まことにお粗末であります。つかまなくてもいいのですか。

〇青木政府委員 実情調査しまして数字をつかまして御報告いたします。

〇島本委員 いままでは実情を全然調査してないのですか。こういうような重大な事態でも。

〇青木政府委員 現在のところ取り締まりのほうは道のほうにまかしてございますので、私どものほうは事実をキャッチしておりませんでしたので、今後、過去の分につきましてはよく事情を聴取いたしまして調べた上で御報告いたします。

〇島本委員 これは電話でもわかることですからすぐ調査してすぐ報告してもらいたい。

これだけじゃないのです。苫小牧の旧苦の中に共同火力発電があります。共同火力発電の温排水を——この周辺の海域で漁民の生活をささえているホッキ貝が大幅に激減してきています。本年の五月三十一日にこれが苫小牧の漁業協同組合で問題になって調査した。東西五百メートル、沖合五百メートル、そして共同火力発電操業前と操業後、これを調査したところが、四十五年推定では百十萬個、操業開始後、四十八年三月の調査では三十三萬個、三分一以下に減っているわけですから、これは、水揚げの四七％を占める海域、こ

れが奪われる漁民の残っている海域がこのようにして汚染される。一体、これはどういふことなんですか。水産庁もこういふようなものを黙って見ていて、いいわけはないでしょう。これは報告を受けておりませんか。

〇安福政府委員 現在までのところ道庁のほうから私も聞いておりませんので、早速照会いたしまして、また報告させていただきます。

〇島本委員 それにしても、これもまた漁民と水産業を守る立場にあるのが水産庁ですから、すぐ手を打たないといけません。

それに対していろいろございしますけれども、苫小牧ケミカル、ここでは五月中旬に亜硫酸の大量排出事故があつて、操業を停止して工場を五日間にわたつて総点検した、こういう事故がございした。こういうような旧苦の中にある事故、これは通産省では知っておりませんか。

〇青木政府委員 現在までのところ報告を受けておりません。

〇島本委員 昭和四十八年六月六日の朝にも黒いタール状の雨が降つてきた。そして雑草が全部色が変わり、中には枯れたものもある。早速調査したところが、これは王子製紙の八号ボイラーの排煙脱硫装置の定期検査を行なった際に、ボイラーをそのままにしてやつたためにそういうようなばいじんを吹っ飛ばしたのだ、こういうような事故があつたようでありまして、こういう点についても全然知っておりませんか。

〇青木政府委員 その点につきましても報告を受けておりません。

〇島本委員 苫小牧の沖合のホッキ貝の怪死事件に対して、王子製紙が千五百万円、水産振興費、こういふようなことで出したということが新聞に載っておりますが、これは一体どういふことですか、水産庁。

〇安福政府委員 ただいま御指摘の点について、私、承知いたしておりますけれども、温排水の関係でそういう事実があつたということを会社が認めるということに關連して別途水産に対する振

解でも、これを早く解明させるためにも、やはり地方自治法百条の権限に基づいて、そして議会の調査権というものがあるわけですから、その調査権をやらないと、この解明にならないわけです。その際に、やはり刑事訴訟法に基づく捜査権というところで関係書類を押収してありますから、これ

はそうすると押収された関係書類の中にそれらのことが全部ありますから、それがはっきり出されない以上は調査が進まない。それをやったのではこれは秘密の漏洩にもなり、警察自身も捜査権がある以上これは困る、暗礁に乗り上がっているのが現状なんです。私どもとしては、やはり強い権限を与えられているんですから、当然道警も、その点は確かに秘密保持のため必要でありましようが、秘密の保持は双方ともに必要であるはずであります。百条委員会ともあるはずであります。したがって、道警察自身も、あまりこれは強力に主張しなくても、事件の解明を早めたほうがいいんじゃないか、こういうふうに思うわけでありますけれども、この点については自治省ではどう思っていますか。

○砂子田説明員 ただいま百条の調査権に関しまして基本的な考え方というものを示し申し上げましたが、この百条の規定の中にいろいろな規定がございまして、特にいまお話がございました秘密の漏洩ということで警察が刑事訴訟法上これを提出をしないという問題がまた出てくるのではなからうかと思ひます。しかしあくまでもこれはこの法律の中にありますように、やはり住民の利益を守る、あるいは公の利益を害するということのない限りはこの請求に必ずきだというふうに考えております。結果的には刑事訴訟法のいろいろな規定をどう考えるかというところはございますが、この地方自治法の規定の中におきましても、一応警察のほうにそういう資料の提供を要求をして、これに対して警察がもしもほんとうに出せないということがありますならば、やはりその旨を疎明をしなければならぬという規定もございまして、疎明をした結果、さらに議会としてはこれを承服しがいということがありますならば、警察においてさらにこれは公の利益を害するから公表できないのだ、提出できないのだというのをまた声明をしなければならぬという規定もございまして、さらに、そういうことをしない限りは警察署長なり何かが出ていろいろな記録について話をしな

ければならないという規定もございまして、いろいろ地方自治法の中の規定の条文を適宜適用しながらこれを解明をしていかざるを得ないだろうというふうに考えております。

○島本委員 長官、こういうふうにして肝心の後背地、工業用地としてこれが行なわれる後背地がいまのような状態でまだ不完全な状態、不完全なところからもうすでに検査の手が入っている、不法な取引で、これが道にまで及ぼうとしているわけですから、こういうような状態の中に何を急いで二十八日に港灣審議会に諮問に際して急いというのですか。これはやはりそういうようなことが全部解明して、そして安心して今後の開発が期待できるような状態になってこそ、長官として踏み切るべきであります。いまこういうような状態の中に、環境庁がいままで環境の破壊であるということとこれを留保してきた、それを今再び燃たる状態の中で認めたということ。その背後にはもう現苦の中にもいろいろな状態がある。先ほど言ったようにいろいろな不当な状態がありましよう。それをそのままにしておけるわけですか。そのままだにしているだけではありません。今度はそれで新しい東部開発、これも日本にかつてないような巨大開発を実施しようとするわけですか。いままで十一省庁の中で環境庁は環境の保全のためにがんばってきたはずですか。ところがいままで聞いたところによると、はたしてそれが完全なのか不完全なのか、将来に持ち越しているわけですか。将来の時代の進展とともに完全なものにしてこれを実施させようとするわけですか。これでは環境庁は一歩後退したのではないか、こういうふうに思われるを得ません。

そこで、長官に聞きますが、苫小牧の東部工業基地開発計画、これを環境庁は認めて、同意して、港灣審議会の答申に添付するというにしましたのですか。これに反しない、認めない立場をいまでもとっておるのですか。この点はいままでの答弁ではまことに不分明であります。これを明確にしてもらいたいと思ひます。

○三木国務大臣 環境庁としては環境の保全ということが中心でありますから、土地の問題などは、これはやはりいま問題になっておるわけでありまが、検査当局の手も入るということ、それは別個の問題として処理されなければならぬ。われわれが守らなければならぬのは環境の保全でありますから、今後そういう港灣審議会等においてやはりいろいろな計画というものは全体の環境の容量というものとにらみ合せて、そしてそういう条件といふことも、環境が保全できるという条件で同意するということ、初めから何でも全部同意するといふわけにいかない、われわれとして環境の諸条件が許す範囲内において同意ということにならざるを得ないと思ひます。

○島本委員 これは後背地の問題で検査当局の手も入っている。現苦のほうでもいままで言ったようにしてまことに漁民や住民に対して不当だと思われれるような状態が現出しておる。そして新たに苫小牧の東部巨大開発、その点においても環境保全上いまいまこれをするわけにはいかないけれども、いま鉄鋼ははたして将来の情勢を見ながら開発を認めた、こういうようなことになるのじゃないかと思ひますが、環境保全上これは重要な問題なんです。環境が保全されなければこれは認めないわけですか。この点においては計画を認めたということが先行してしまふんじゃないか。環境基準は、計画を認めた以上これは暴走することになるじゃないか。前にこれをチェックするようにする、ちゃんとそういうような計画を立てさせないようにして、これを完全にチェックするのが私は環境庁としてのほんとうの立場だと思ひます。真の住民に依拠した立場だと思ひます。企業に依拠した立場は、先にやらしておいてあとから規制することなんです。いま長官のおこしをそのままだと聞くと、やはりこれは認めておいてそしてあとから規制するという立場のようであります。これは重大な後退です。そうだとするならば、長官自身は、これはほんとうにいままで言っ

たことと認めたこととは全然天と地の違いをここで表明したことになります。いずれが正なる答弁ですか、はっきり伺ひます。

○三木国務大臣 私の言っておることは、開発を否定する立場ではない。しかしその開発は環境の保全を前提にするものでなくてはならぬ、そういうことでもありますから、今後いろいろな産業の立地計画というものがなされるけれども、その立地計画の中で環境の容量といふものは環境保全上の諸条件を満たさない立地というものは承認をしない、これがわれわれの基本的な態度でござい

○島本委員 生産と住民の生活の調和、これが以前の三年前の一つの基本的な態度、今度はそれが直つてしまつて、いまの長官のことはそのままだと見ると、これは住民のための開発計画ならばよろしいのだ、こういうことになると思ひます。そうするといふ言つたように勇私か住民に対する対策が何らなされておらない。それから現苦に対するこういうような対策も現在時点においてもはつきりしておらない。それで、それに新しい計画を上をせするようないき方、こういうようなことを認めることは結局いままでの大分と同じやり方で、環境庁長官の言うておることは、結局企業が先にやることはやめて、あとから公害が出たならばそれは排除しますといういままでと同じ態度にすぎないんじゃないかということですか。それでなければいいのです。これはほんとうに住民のための地域開発なんだ、こういうようなことで徹底するならばいいのです。しかし、いまの長官のことは聞いていますと、まだそこまでいかならないと思ひます。これは長官に言うたつて、そこまでは言つても無理なんです。というのは、長官自身の気持ちで答弁しているからなんです。実際の事務は一体これは認めたのか認めないのか、どっちなんだ。もし疑義があるならば一回二十八日は決してどうなんだ。その間に意思を統一して、月に二回もあるのですから十五日おくらしたつて何でもないじゃありませんか。こういう

で、県市の仲介がありました。六日の夜、四日市公害認定患者の会と四日市公害対策協力財団設立準備委員会の話し合いが持たれることになったのであります。そしてここでは、準備委員会の患者救済案に対して患者側が対案を出すということが予定されておりました。ところが、準備委員会側は初めに、出席をする患者代表を七名に制限することを要求し、さらに弁護士参加は認めないという条件をつけてまいりました。この問題をめぐりましてなかなか話がつかずいたしております。ところで、弁護士が姿を見せましたのを機会に、準備委員会側はちょっとトイレに行ってくる、こう言って席を立って退席してしまいました。そのままであります。そして翌日、県、市もこの準備委員会のメンバーをさがしてくると言って出て行って雲隠れをしたままであります。こういう状態が現在です。わり込みが行なわれておる、こういう状況であります。

これが経過であります。ひとつまずお尋ねしたいのは、この汚染者負担の原則の討論研究のためということで都留調査団というのがつくられ、これが三月に派遣をされておりますが、この調査団の意見も出ておりますけれども、何よりもこの被害者の患者の人たちの意見、考え方を聞くように、尊重するように、こういうふうに言っておるのであります。この財団をつくるに際してですね。これに対して一体環境庁のほうはどのようにお考えでございますようか。

○三木国務大臣　六月の二日であったと思いますが、患者の代表が私のところへ見えただけです。それで私は言ったことは、これはどうしても当事者同士で話をしなければ、救済のための財団をつくろうというのですから、その対象になる者は患者の人たちですから、その対象になる人と思ふの者をはからないで財団をつくっても運営がうまくいきませんから、話をするようにということを書き、会社側にもその旨を伝えただけであります。

そこで、私は思うのは、各地にいろんな問題が起ったとき、公害対策というものをこれから推進していく上について、地方自治体の役割というものをやはり重視せざるを得ないのです。木下委員、おまえが行って話を聞けというふうな御希望もあるかと思いますが、一々環境庁が向いていて問題の処理というものは必ずしも一か所ならいいですよ、各地にそういう問題が起ったときに適当だとは私は思わない。だからこういう問題が起ったときに、公害対策を推進していくためにはどうしても政府、地方自治体、地域住民、この三つが一体になって協力し合う体制ができれば適切な公害対策というものは進まない。だから、こういう意味からしてこの問題は、地方自治体、四日市市当局あるいは三重県当局というものがこの間に入って、そうして患者側と企業側との話をできるだけ調整する努力をもっとすべきだという意見を私は持つておるものでございます。

こういう点は市、県当局にもこの意図は伝えてあるわけありますから、今後いろいろ問題が起ったときに、地方自治体ももう少し両当事者の間に立つて調整をするような努力をする必要がある、こういう点でさらにまだ一いままも初めてすわり込みということをお願いいたしておりますが、さらに市当局あるいは県当局にも、私のそういう考え方を企業側にもさらに伝えて、この問題が、そういう地方自治体が入り両当事者で話し合いが持たれるように努力をいたしたいと考えております。

○木下委員 この公害対策協力財団というのは患者の問題を扱うのだから、何よりも患者の意見、患者の考えを尊重し、これを聞いて、準備を進めるべきだ、こういうふうに何ったので、それはけつこうだと思いますが、いま言われますように、県や市、地方自治体ももと本腰を入れてかかるべきだ、言われるとおりだと思えます。

ただこの問題は、先ほど私が経過で申しましたように、県や市が仲介をいたしまして、この準備

委員会と患者の人たちが話し合いを持つというところになって、県や市も積極的にこの問題に介入して、問題解決に進んでおったわけでありまして、ところがこういう経過になってしまった。県や市のほうにいわせると、もうとてもこれは県や市のレベルではやっていけない、こういうふうになっておるやうであります。もう一切何とも県や市にまかせて、県や市がやるんだということであつてこれは非常に困るわけでありまして、特に問題がこのようにこじれておる、しかもこの環境問題で問題がこのようにこじれておる、こういう場合には、やはり環境庁といたしまして積極的にこの問題解決のためにひとつ御配慮をいただきたい、こういうふうに思ふわけでございます。

特に、いま経過で申しましたように、準備委員会のほうで話し合いの人数をしぼり、人数をしぼるといふのはある場合には合理的な場合があるでしょうけれども、七名というふうな少数人数にしぼり、しかも、弁護士が関与することを拒む。これは私は全くけしからぬと思ふのです。弁護士といふのは当然こういう問題についての正当な適法な代理権を持つておるわけでありまして、その弁護士が顔を出すとすぐに姿をくらましてしまふ、こういうことでございまして、私は、この問題が正しい方向で解決を見ますように、誠実に交渉が進むべきだと思ひます。

そこで、ひとつテーブルにつかせてもらふように、企業側あるいは県、市の側を強く指導をしていただきたい、このことを特に要請をする次第であります。御所見を承りたい。

○三木国務大臣 こういう複雑な世の中になってくると、いろいろな問題が起るのです。起つた場合に、もう簡単に、地方自治体の手に負えないから、政府にこの問題の解決をゆだねるといふ態度は、私はよくないと思ふ。これは一番実情を知つておるものは地方自治体ですよ。だから人数にしても、両当事者というからいろいろ問題が起るのです。県や市が中に立つておるからやはり交渉をしてものをまとめようとするば

まとめられるような、テーブルにつくにしてもそういう諸条件があるわけですから、それを第三者がおつて、こういうことで話し合いを進めるのが適当ではないかという、どうしても、自治体の中に入つてやらないと、直接患者側と企業側がぶつかつて、人間を何名に制限するとかという、そこでそういう問題で話が入り口でとまる危険がありますので、簡単に自治体、もう地方では片づかないんだといわないで、地域住民に対して日常いつも接触をしておるわけでありまして、地域の問題を解決するといふことが地方自治体としての大きな役割りでもありますから、そういう点で、簡単に地方自治体が、これはもうだめだといわれないようなことを私は地方自治体にも要請をしたい。しかしこちらのほうとしては、自治体に対しても企業側に対しても、やはり話し合いを進めるように、患者の救済ですからね。患者がいろいろと注文を出したことを聞くようなことについては、最大限度をそれと聞く態度が、そういう救済の財団をつくつても財団の運営がうまくいく道ですから、そういう注意はいたします。しかし、こういう問題は、自治体ももう少しいつを処理しようという態度、やはりそれを自治体は持つべきだという率直な見解を持つておるわけでございます。

○木下委員 その問題はけつこうでございまして。次に、水産庁が発表をいたしました魚介類のPCB汚染の問題、これは午前中の質問でも触れられましたけれども、重複をしないようにお尋ねをしたいと思ひます。

このたびの調査であります、この調査の方法について、まず伺います。これは水質、底質、魚介、それぞれどのような地点で調査をしたものでしょうか。水深はどのくらい地点で行なつたものでしょうか。また、調査対象とされた魚はどのような基準で選ばれたものでしょうか。底質についてもその地点と濃度、そうしたことについて一応伺います。

○安福政府委員 大体十四地域について、一地域二百検体をとつて調査、分析したのでございましてけれども、それぞれの海底の地形なり海岸線の態様が違いますので、一がいにくうだといふ方法はないと思ひますけれども、たとえば、ある一定地点を中心にしたしまして同心円を描きまして、A、B、C、たとえば五百メートルの同心円を描き、あるいは一キロの同心円を描き、そういう形で、海岸線からの距離で汚染地域を一応前の調査で大体のところを押さえたところ、そういう形で調査方法をきめたといふところがございまして。さらに、湾であれば、湾の海延に非常に近いほう、それからまん中あるいは湾の奥のほう、そういう形でだんだん沖合に出るに従ひまして汚染度が薄まってまいりますから、汚染度の濃厚なほうからそういう形で地区を区切って調査する、そういうような調査のしかたをしておりますので、一がいにくうだといふふうにはきめかねるかと思ひます。

それから検体の選び方でございましてけれども、これは、昨年度調査をいたしております。それからさらに、県の水産試験場その他がずっと過去におきましていろいろと検査の結果の蓄積がございまして、そういうものを前提にいたしまして、私どもと県と、実態を十分勘案しまして、どういふ魚種をとる、この魚種については何検体、そういう打ち合わせをしながら、それぞれの地区でそういう方法で調査対象魚種をきめてまいつております。

それから底質と水質、それから魚介、この三分野に分けてそれぞれ何検体かとしてそれを分析した、大体大まかに言ひましてそういう調査方法をとつております。

○木下委員 水深はわかりませんか。

○安福政府委員 水深も、先ほど申し上げましたように、海底の事情なり、それぞれの地区によつて違いますので、それが必ずしも何メートル、何メートルという形で統一した把握できない、こういう事情でございまして。

○木下委員 調査方法についてきちんとした基準がないようであり、水産庁がお出しになつておるこの「調査の結果について」という報告書を見ますと、たとえば東京湾で申しますと、東京湾東部水域、西部水域、こう二つに分かれておるだけであります。兵庫県でいいますと、大阪湾、北西部水域、播磨灘沿岸水域、こういうことで、非常にばく然としておるわけであり、先ほど午前中の質問にもありましたけれども、今度の調査の結果のあとでまたひとついふ状況というものがあらわれておる。これは新聞にも出ております。たとえば兵庫県でも水産庁検出の結果よりもひどい結果が出ておる。高砂のPCB汚染魚ということ、ずつと高いPPMが検出をされておるということでもあります。

そこで、私は、こういうふうに、調査方法について一定していない、調査の結果というものがまちまちなものが出てくる、どうもあとからあとから検査するほうがひどい結果があらわれておるようであり、そこで何とおるのですが、今度のこの調査結果というのは、そうしますと、この報告書に出ておりますようにならぬとしたものではなくて、水産庁としては、具体的にどの水域、どの地点で、水深は幾らで検査をしたか、その具体的な資料はお持ちになっておられますか、どうでしょう。

○安福政府委員 具体的にこのポイントで何検体とつたという地点は把握いたしております。対象をとつた地点ははつきりいたしております。

○木下委員 そうしますと、水深もわかつておりますね。底質もどの地点の底質か、それから水質の場合も、水深はどの程度のところか、それからとつた魚もどの地点からとつた魚か、これはきちんと把握しておられますか。

○安福政府委員 具体的にここがポイントということは全部地図に落としてございますから、それは具体的にその地点は水深幾らかということを確認すればわかると思います。

○木下委員 そういたしますと、水産庁は、今度の調査結果では非常にばく然とした調査対象しか発表しておられませんか、具体的にいつかんでおられますか。そうしますと、汚染原因者をつかむのにも、非常につかみやすいと申しますか、汚染原因者を類推することもできると申すのですが、どの水域のどの地点でどういふ結果が出ておるというところをきちんとつかまえておられれば、その汚染原因者もおよそわかってくるのではなからうか、こう思うのですが、その点はいかがでしょう。

○安福政府委員 私どもの調査は汚染源を追及するという調査では必ずしもございせんけれども、その水域に対してPCBを排出するということとは、おのずからその水域の海流なりという関係で、この範囲のところが、寄与率というところか、この範囲のところが、それだけ使つておる工場がまた別の面からはつきりいたしたから、そういう面で一応の類推はできるのではないかと思ひます。ただ私どもは汚染源を直接追及する、こういう調査ではございせんので、その点につきましては、通産省のほうでそれとの関係におきましてある程度の類推的なものができるのではなからうか、そういうふうにご考慮しております。

○木下委員 通産省のほうは、これは新聞発表もありましたけれども、今度水域を調査しましたのに関係のある八府県のPCB使用工場、三百三十八工場を公表されました。これはPCBを生産していた鐘淵化学高砂工場、三菱モンサント四日市工場の出荷先リストから明らかにされたものであります。したがって、そのリストの結果だけではこれは汚染原因者がこの中にあるということばかりですけれども、それがすなわち全部汚染原因者であるということはいえないわけですね。したがって、この通産省の公表されたものと、それから水産庁のこのたび検査されたその具体的な検査の結果、それを発表されますと、汚染原因者を断定はできないにいたしましたも、それを把握するの非常に難しさを、こういうふうに考え

られる。そこでどうでしょう。このいま言われました水産庁のその調査結果が、公表されましたものと別のものと具体的などこその水域をこういふふう調査したというその資料をお出し願えないでしょうか。

○安福政府委員 私どもこの調査を何も秘密にしようという気はございせんので、委員会のほうで出せということであれば……。

○木下委員 いま問題になつておりますその水産庁の調査の結果の資料を、委員会のほうへぜひとも提出をされるようにひとつ要請を願いたいと思ひます。

○佐野委員長 水産庁のほうはいいですね、資料、いまの要求に対して——了解されておりますから。

○木下委員 そこで、これまで国民はPCBの汚染魚を知らずに食べられていたわけであり、この汚染魚について、その水揚げ高、それから流通経路、こうしたものは調査をされたのかどうか伺いたいと思ひます。

○安福政府委員 直接今回の調査では流通経路までは私どもは調査いたしておりません。ただ、従来から一応水産物の流通というものはどういふことになつておるかというのを大体の把握は私ども考えております。県自体でもそういう流通経路についての一応の常識の線はあると思ひますけれども、これは流通というものは生きておるものでございまして、価格の高いところへ流れるというところはございまして、どんぴしゃやこういうふうには必ず流れるんだということになりませんので、そういう関係で大体の流通経路という見当しかつかんでおりません。

○木下委員 水揚げ高はどうですか。

○安福政府委員 今回の調査は……。

○木下委員 そうでなくて、このPCBの汚染地域の水揚げ高が、大体このPCBが問題になつた以降の水揚げ高というのとは大体わかりますか。

○安福政府委員 ただいまの御質問は、いまの問題になつておる水域についての水揚げ高、こうい

うふうに思ひますけれども、私ども必ずしも全部、十四水域にどんぴしゃどのくらいの水揚げがこれこれの魚種についてあるということは把握しておりませんけれども、その中のティビカルなものについてはこの程度の水揚げ高があるんじゃないだろうかという概算的な推定数字はところによつては持つております。こういう問題も県自体にそういう点についての照会はいたしてあります。そのいろいろあるわけでもございすけれども、必ずしもまだ正確に魚種高、魚種別というところまでは把握いたしかねておる、こういう実情でございます。

○木下委員 どの程度の汚染魚をどの地域の国民がどのくらい食べさせられているか、これは非常に国民の健康問題にとつて重大であります。午前中の質問でも、回答によりまして、健康相談くらいはやるようなことをいわれていたと思ひますが、これは放置をしておくべき事柄ではありませんか。直ちに健康被害について調査すべきものと思ひます。そのためには、これは当然汚染魚の水揚げ高、流通経路というものが前提になるわけであり、そのしたものは含めて国民の健康被害というものを私は特にこの被害地域につきまして大規模にやるべきだと思ひますが、この点は環境庁としてはどのようにお考えでしょうか。

○三木国務大臣 こういふ水銀などの、PCBその他の有害物質の被害が各地にいろいろと問題になつてきておるときでありますから、そういう汚染のおそれのある海域については一斉な点検をやるということになつておる次第でございす。

○木下委員 一斉の点検といわれるのは、健康調査を含めてのことでしょうか。

○三木国務大臣 環境調査であります。その環境調査の結果に基づいて、必要があれば健康調査を行なう。

○木下委員 特に被害の出ている地域などを調査をせられて、そしてその上で健康調査をやられる、こういうふうに伺つておきます。

このPCBというおそろべき有害物質が水質汚濁防止法による有害物質として政令で指定をされておられません。したがって同法上の排水基準も設けられていないのであります。この「PCB汚染防止総合対策の推進について」というPCB汚染対策推進会議の文書がありますけれども、これによりまして、可及的すみやかに排水基準を設定するという事になっておるのであります。これはつくられていないのではないでしょう。

○岡安政府委員 PCBにつきます環境基準並びに排水基準でございますが、現在は排水基準につきましては暫定的な指導指針という形でもって、現在ございます分析方法によりまして検出限界の〇・〇〇というような基準をこえて排出しないようにという事を指導いたしております。これはまだ水質汚濁防止法に基づきます正式の排水基準ではございません。と申しますのは、現在の分析方法によりましては、複雑な工場排水の中からPCBだけを純粋に分析いたしまして抽出する方法が確立されておられないので、ほかの方法によりまして現在分析されておりますので、法律上の排水基準とはいいたしておらないのでございますが、近くその方法も確立されるように聞いておりますので、私も正式の排水基準を設定をいたしたい、かように考えております。

○木下委員 近海魚はこれは三PPMという許容基準になっております。これはきわめて科学的根拠に乏しいといわれております。大体これがつくられるときに、日本人は魚をたくさん食べておるの一体これでいじょうぶかという批判もあつたのであります。これは再検討すべきではないかと思ひます。一体この三PPM以下がいいというなら、二PPMあるいは二・五PPMなら幾ら食べても安全かという、決してそうではないと思ひます。特にこれは魚介類をたくさん食べている漁民あるいは妊産婦あるいは乳幼児、こうした層の人々に対しては、私は早急に絶対確実に

安全な基準というものが示されるべきだと思ひます。この点については、厚生省は一体どのような考えになり、またどのような方針なり計画をお持ちでしょうか。

○浦田政府委員 食品の中のPCBの暫定規制値ということで、昨年八月食品衛生調査会の答申に基づきまして、近海魚につきましては三PPMという濃度の基準を設けたのでございます。

この考え方のもとになりましたのは、アメリカにおきまして動物実験、これはラットを使ってやつたのでございますが、二年間の観察を続けまして、その結果体重一キログラム当たり毎日〇・五ミリグラムを与えても、一番敏感な臓器である肝臓に何らの異常を起さない、あるいはその他臓器に異常を起さない、また亜急性中毒、急性中毒及び慢性形等の異常も認められないという事実と、それからカネミ油脂症におきまして最も小発症量、あるいはその他の動物実験等の試験をもとにいたしまして、食品衛生調査会でもって、人間の場合には成人で一日体重一キログラム当たり五マイクログラムという事で、アメリカにおきまして動物実験に百倍の安全量を見込んできめたものでございます。したがって、五十キロの体重の人では、毎日二百五十マイクログラムのPCBの摂取まではいまだ安全であるという見解のもとに、食品中魚介類以外から大体七十マイクログラム摂取されるであろうということを見込みましてきめたものでございます。

三PPMというふうに近海魚の最高基準をきめることによりまして、平均的に摂取する魚介類を通じてのPCBの濃度は一PPM以下になるということが調査の結果わかっております。したがって、二百五十マイクログラムを毎日成人が摂取することについては安全であるという事は言えると思ひます。ただし、食品衛生調査会におきましては、多量食の例あるいは乳幼児、妊産婦、こういったような非常な敏感な方々、あるいは特別な事情にある方々につきましては、なお慎重に考慮する必要があるということ、現在それに必

要なデータを集め、御審議を願つておる最中でございます。

○木下委員 いまの問題ですね。一体いつごろまでかかるのでしょうか。これは非常に差し迫つた問題でもあるし、そうゆううちにいつまでと問題ではないかと思ひます。一日も早くその基準をつくつて、確実に安全な基準をつくつて示すべきだと思ひますが、それはどうでしょう。

○浦田政府委員 体重一キログラム当たり毎日五マイクログラムという数字は、大体日本人全部に適用してほとんど間違いない数字であると思ひます。思ひますが、なお用心のために、非常に敏感な方、あるいは過去においてPCBを体内に蓄積しているかもしれない、毎日たくさん魚を食べるというような条件にある方もあるかもしれないという事で、特別な場合においてさらに特別の基準をきめていこうという事でございしますが、現在まだ資料が十分にそろつておりません。もう一度近く、中間的でございすけれども、その辺のデータの読み合わせといひますか、専門の先生方のその後の研究の状況などをお伺いする機会を得たいと思つております。

○木下委員 非常に大事な問題ですから、ひとつ早急に結論をお出しになるように特に要請をしておきます。それから通産省に伺ひますが、このたびの問題について汚染検出率が二〇%をこえた七県入水域の各魚種について、漁獲禁止あるいは廃棄処分等の行政指導をするというふうになっておりますが、こうした行政指導はもうすでにやられておられるのですか。どのようになつておられるのですか。

○安福政府委員 六月四日に今回の調査を発表いたしました。それと同時に、同日付で県に対してそういう趣旨の指導をいたしております。

○木下委員 どうも抽象的ですが、汚染検出率が二〇%をこえた場合についてそういう指導をやつておられるという事で、二〇%未満の場合にはどうなるのか。一体安全なのかどうか。特に

これは一つの水域から二百匹前後、二百匹足らずの魚の魚をとつてやつておられるだけなんですね。魚の種類も十種類足らずであります。これでは私は安全度が高いとは言えないと思ひます。この二〇%未満の場合についても、やはり相当な措置がとられるべきではないかと思ひます。どうでしょう。

○安福政府委員 一応、現在暫定的な規制値で措置する場合に、そういう一つの抽出率でもって措置をして大体間違いないだろうという一つの想定のもとに、現在そういう形で行つておるわけでございます。

ただ、いまの二〇%未満のところではそういう不安があるじゃないか、こういう御指摘でございますけれども、二〇%近いと申しますか、そういうところはさらにわれわれとしても十分注意をしながら今後続けてまいりたい、このように考えております。

○木下委員 そうしますと、特にこの二〇%という線にこだわらずして、一七%でも一八%でもやはり危険はあるのですが、そういう地域にも行政指導を強める、こういうふうになっていくですね。

○安福政府委員 現在の行政指導の一つの基準はそこで引いておるわけでございすけれども、そういうある程度それに近いようなところについては今後さらに調査検討を続ける、こういうことでございす。

そういうところでそういう線がさらにはつきりすれば、そういう事態についてはさらに自主規制なりそういう適切な措置をとってもらいたい、こういうふうにお考え願へばいいんじゃないかと思ひます。

○木下委員 通産省の発表によりますと、今度問題になつた三百三十八工場、一万四千トンのPCBでございすが、これが使われておるといふことで、今週から立ち入り調査を行なう、そしてさらに一その究明に乗り出す、こういうふうに行なっているんですけれども、これはもうやつていられるのかどうか。これは直ちにやるべきだと思ひます。それと、調査をやられまして取集をせら

れた調査の結果、これを一体どうされるか。これは当然必ず公表されるべきだと思いますが、その点について伺います。

○青木政府委員 今般水産庁から発表になりましたPCB汚染の結果は非常に深刻でございますので、通産省としましては、この水域に汚染のあると思われる工場につきまして、調査を実施しようというふうに考えております。

ただし、この調査は、水産庁関係の調査をやりました県と十分連絡をとってやるというのが最も望ましいと考えておりますので、通産局に連絡いたしまして、県と至急に連絡をとって、県と共同してこういう調査に当たるようにという指示をしておるわけでございます。この結果がわかれば、当然公表せられることになると思います。

○木下委員 その結果がわかれば公表する。これは必ず公表をされるもの、調査をせられた全結果について公表をするというふうにお約束でございますか。もう一度その点を押しておきます。

○青木政府委員 これは調査した事実でございますから、公表すべきことだと思っておりますが、この点も十分県と連絡をとって決定したいと思っておりますが、通産省としては公表すべきだと考えております。

○木下委員 それから一つ、この点は今後の問題もあるので申し添えますが、まあこれ調査をやらせても、工場に行かれる、会社のはうは使っておるPCBの全部をほんとうに通産省のほうに見せるかどうかという問題があると思うのです。あるいは隠すかもしれない。だから、こういう問題は、先週立ち入り検査を行なうということを発表されたのですけれども、そういうふうな余裕をおくのでなくて、やはり、立ち入り調査と申しますのはいきなり調査をしてこそ意味があると思はるのです。何日も猶予期間をおいて、いまだから調査に行きますよということで調査をやるということでは、ほんとうに調査の効果があがるかどうか、私は心配するものであります。今度の場合は発表してしまつたわけでありまして、今後

はこういう調査はやはり抜き打ちにやるべきだ、こう思いますが、どうですか。

○青木政府委員 こういう立ち入り調査というのは、本来抜き打ちにやるのが効果的であると思はれますけれども、PCBに関しては、大体の出荷のリストによりまして、使用量、それから使用場所、目的等がある程度判明しておりますので、ほかの物質と違いまして、比較的大量に使用しているところのPCBの量としては、つかみやすい部類に属するのではないかと考えております。

それから、回収も、大量に使っておりますところは、そのPCBを生産したメーカーのところに回収しておりますので、その辺の数字も比較的ほかの物質に比べますとわかりやすいものであろうかと思ひます。

ただ、今後こういう立ち入り検査に対しては、抜き打ちでやるほうが効果的である場合には抜き打ちでやるという方向で、考えてまいりたいと思ひます。

○木下委員 このたび発表になったのは、三百三十八工場、つまり大阪、兵庫など水産庁が水の検査を行なつた。その地域に関連のある地域の三百三十八工場でありまして、八府県だけではありません。全国のPCBの使用工場を明らかにするべきだと思ひます。この点はいかががでしようか。

○青木政府委員 今回の水産庁の調査に関連のあるところは三百数十工場でございますが、全国で申しますと約千二百工場でございます。これは必要があれば資料として提出する用意はございます。

○木下委員 対策であります。この汚染をこれ以上発生させないために、PCBは一切使わせないようにはすべきではないかと私は思ひます。生産と出荷は禁止をされておりますけれども、現に使っている企業については切りかえ困難という理由で使用を認めておるわけなんです。これはこれと一ぱいというお話でありましたけれども、これをきめになったのもう相当以前だと思ひます。

です。企業に対して相当な猶予期間を置いておることになります。PCBがこれだけ問題が起ころ、大きな社会問題になっておるのでありますから、直ちにその使用をやめようという方向で進めたいと思ひます。こう思ひますが、いかがでしようか。

○青木政府委員 PCBを使っております製品につきましては、開放系、たとえば塗料でございましては、一昨年の暮れまでに全部新規の出荷は停止されております。それから閉鎖系のトランス・コンデンサー及び熱媒体につきましては、昨年の八月末で、原則として新規出荷は停止をさせましたが、それまでに出荷されまして使われておりますトランス・コンデンサー、熱媒体は現在も使用をいたしておるわけでございます。トランス・コンデンサーは完全に密閉された容器に入れられて使われておりますので、これが漏れるという気づかいは、使われておる限りにおいては、ないというふうに私も考えております。これが耐用命数が終わりますと廃棄をする場合に、その処分が問題でございます。これにつきましては計画的に回収をはかりまして、無害な形で処理をいたしたい、こういうふうな考えをしております。

それから熱媒体につきましては、一応私も閉鎖系と考えておりましたが、なお安全を期しますために、一応今年末までに全部他のPCB以外の熱媒体に転換するようにいたします。昨年未だに指示をいたしまして、大抵工場数にいたしましては、ただいまのところ入割くらいは転換を終わっておりますが、大口等につきましては代替品の供給がまだ間に合わない等々の事情がございまして、まだ延びておりますが、年末までに完全にPCB系に転換をさせたい、かように考えます。

○木下委員 ですから去年の末に一年間の余裕期間というふうなことをきめられておるわけなんですけれども、やはりこれは人間の命と健康にかかわる重大問題ですから、そういう猶予期間、特に

いまのお話ですともう大半が切りかえを終わっておるといふこともありますから、残りはずかでもあつた、こうした新しい事態がどんどん起つてくるということになります。そうゆううちに考えられない問題だと思ひます。ことし一ぱいなんというのを言うのでなくて、ひとつできるだけ早い機会に使用を一切禁止をする、こういう措置に変えるべきだと思ひます。そのことを特に要請しておきます。

今回のこの水産庁の調査の発表にいたしましたも、あるいは通産省の発表にいたしましたも、たいへん十分な場当たり的なものでしかなく思ひます。それだけPCB問題が以前から騒がれておりました。水産庁は全国の魚介の汚染調査をやつたのはやつと昨年十二月。そしてそれに基づいて特に汚染の著しい沿岸あるいは河川について調査をしたのがことしの二月。そしてそれが公表されたのが六月というふうなものであります。この際総合的な調査体制を確立し、あらためて日本全国について魚介類の汚染状態についても調査をし直すべきだ、こういうふうな当然思ふわけでありまして、最後にこの点についての所見を伺つておきたいと思ひます。

○安福政府委員 お答えいたします。

今回の調査を、一応私も思ひましては詳細な調査としての第一回と考えております。本年度の予算におきまして、十四水域はもちろんでございまして、先ほど申し上げましたように、さらにそれに近いような疑わしき地域、そういうものも含めまして、さらにそれより多い地域について年に二度ばかりの詳細な調査をする予算も組んでおります。これで必ずしも十分だとは考えておりませんが、さらに今後とも全国的な協力が得られて、沿岸水域の汚染状況についてはさらに別途監視を続けてまいりたい、このように考えます。

○木下委員 それから汚染魚介とその漁獲禁止の問題、それから漁獲禁止されました漁民に対して

完全な補償をする問題、これについての計画なり方針なりを伺いたいと思います。

○安福政府委員 公害一般につきまして、公害の原因者がそのいつた被害その他についての責任を持つという原則は従来から確認されているとおりでございまして、今後ともそういう原則はやはり貫かるべき問題であらう、このように考えます。

さしあたって水産庁といたしまして、現在汚染地域において魚が売れないあるいは値段が下がる、そういう関係で漁業経営が続けられない、さらに生活問題まで響く、こういう問題がございします。そういうものにつきましては経過的に現在の制度あるいはワク、そういうものをフルに活用いたしまして、その臨時的な手当てをしてまいりたいと考えています。

さらに恒久的な問題でございしますけれども、これは水産庁だけで解決するという問題では必ずしもございせんので、いろいろ漁民の要求、要請が私どものほうに参っていることは承知しております。そういうことも踏まえて、幅広く関係省庁とさらに検討を加えながら前進してまいりたい、このように考えます。

○木下委員 これで終わります。

実は少し私の持ち時間が余っておりまして、実は道路公害の問題について何う予定をしていたのでありますが、あとの質問の方がちよつと環境庁長官のいられる間にぜひ質問したいということでもありますので、道路公害の問題については保留をいたしまして、きょうはこれで終わりたいと思います。

○佐野委員長 坂口力君。

○坂口委員 先ほど木下委員から出ました四日市の問題でございしますが、関連で少し、二点ほど質問させていただきます。

実は私、地元でもございしますので、二、三日前から現地に行つてまいりましていろいろの様子も見てまいりました。先ほど長官から、地方自治体のことは一応地方自治体が責任を持つべきであるという御発言でございました。いずれにいたしま

しても、いわゆる患者さんがあいうふうなところにすわり込みを続けるということとは、一刻も早くこれは解決しなければならぬ問題であると思つてございします。いろいろ地元の話を聞いてみますと、県や市の指導というのに対して企業がなかなか聞き入れなくなっている、これは事実でございします。こういうふうな現状になりました以上、やはり国が乗り出して、そして指導をしていただくべきではないか。企業が県なり市なりの指導というのに対して聞き入れないということであれば、これはそういうふうなものを聞くように指導をしてもらふべきであります。あるいはまたこの話し合いの場につきましてもいろいろむづかしい問題はありますが、しかし一定の条件をきめてやはりこういつた話し合いの場というものは持つべく指導していただくべきである、こう思いますが、再度長官の御答弁をお願いいたします。

○三木国務大臣 先ほどお答えいたしましたように、われわれが企業側に対してもあるいはまた自治体側に対してでもあるだけ円満な話し合いを進めるようにという指導はいたします。しかし何といつても、私は政府としての責任を回避する意味ではないのです。しかし現地に地域住民と一番密着しておるのは自治体ですからね。だからそういう地方の紛争に対しては自治体の中に入つて、そして話し合いを円満に進めていくような場を提供するというのも考えられるでしょうし、そういうことで、四日市市とか三重県とかいう当局がなかなかむづかしい問題がいつもあるわけですよ。そんなに簡単な問題なら解決するのですよ。なかなか解決しないということは両者の対立があるということですから、それは自治体ができるだけ第三者の立場に立つてそしてあつせんをするのが問題の処理としては一番好ましい形である。そういうことを県あるいは市にもわれわれが意向を伝えまして、企業側にも伝え、そしてこの話で、すわり込みが行なわれておるといふのですが、こういう事態はもつと話し合いをして解決をするような方向に指導していきたいと考えております。

○坂口委員 長官のおっしゃいますとおり、県や市が積極的にみずからの責任でこれを解決をしていくということは最も重要な基本的なことであると思ひますが、しかしそれが、いまも長官もおっしゃる通りに、たいへんこじれてまして、そして患者さんがすわり込んでいられるというふうな事態を招いているわけでございますから、何とかしてその事態だけは避けたいと思ひますが、その以前の状況にまではどうしても戻らないといけないうのじゃないか。現在の段階では県ではどうにもならないような状態にもなつていられるようでございますので、そのもう一つ前の状態に戻る点まではやはり長官の御努力をいただくを得ないのではないかと、こう思ひますが、いかがですか。

○船後政府委員 四日市の公害対策協力財団の問題でございしますが、これにつきましては、先ほど来長官が述べられましたような趣旨を私も強く県、市及び企業側に伝えまして、すみやかに患者側と円満に話し合うように要請してまいつたわけでございますが、現在県、市でも強く企業に働きかけまして、企業側も今回の事件の発端となりまして六月六日以前の状態に戻つて新たに対応するという考え方を示し始めた、このように聞いておりますので、引き続きまして県、市におきましても副知事、助役レベル、それでだめなら知事、市長レベルということでもって強く円満解決に働きかけるようにわれわれもさらに努力を続けたいと考えています。

○坂口委員 もう一点だけお聞きしたいと思ひます。

○船後政府委員 四日市における協力財団による救済措置の性格は非常にむづかしい問題でございしますが、私ども、企業側における主張として承つておりますのは、これは地域社会における、つまり企業の社会的責任に基づいて生活安定をはかるための仕組みである、このように企業側は考えておると承知いたしております。参加企業の中にはいわゆる大気汚染に直接関係のないというふうな企業もあるとこのことでございしますから、そういうこともいろいろ考えた考え方の一端ではないかと理解しておるわけでございます。

○船後政府委員 四日市の大気汚染の発生原因者である企業がこの協力財団の参加者の大部分であるということも明白な事実でございします。患者側からいたしましては、こういつた工場群は程度の差はございまいしやうけれども、やはり加害工場であるとする見方が出てくるのも、これまたもつともなことであらうと考えるのでございします。

○坂口委員 今この話をこじれてきましたその原因は、生活保障金の性格をめぐつての問題でございします。この性格をめぐりまして、いわゆる加害責任を踏まえたものか、あるいは社会的責任にかつての論争が起つて、それがもとになりまして今回のすわり込みの原因へと発展をしているわけでございます。長官に、これはたいへんむづかしい問題で

ございしますけれども、この問題につきましてどういふふうにお考えになつていかうかということをもう一べんだけひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○坂口委員 最後にもう一言だけお願いをしておきたいと思ひます。いまおっしゃつ

○坂口委員 最後にもう一言だけお願いをしておきたいと思ひます。いまおっしゃつ

○坂口委員 最後にもう一言だけお願いをしておきたいと思ひます。いまおっしゃつ

たように、当事者間で意見を戦わさなければならぬわけですが、その場がなかなかできない。それは先ほど木下議員も言われたとおりでございます。そこでその場をつくるべく、もう一度重ねて申し上げるわけでございますが、これは長官にやはりその労をとってもらわざるを得ない。それはどうしてもお願いをしないことには解決の見通しがつかないのじゃないかというふうに私は思うわけでございます。

いずれにいたしましても、四日市裁判で企業の加害者としての責任が明らかになったわけでございますから、加害者のことはどうであるにいたしましても、実質的には当然加害者の立場からの補償費ということになるであろうと思うわけでありまして。ひとつ長官にもこの問題に対する積極的な御援助をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございますか。

○三木国務大臣 積極的に自治体を指導いたします。

実際問題として環境庁が、場所といえども、東京というようなことはなかなか適当でもございせんし、だから自治体が両当事者の間に立って話し合いを進められていくようにもっと積極的に努力をするようにということを伝えます。企業にも伝えますし、自治体にも伝えます。

いまの問題にしても、よく社会的責任と加害者の責任、これはそういうことで議論をしておつても、患者の救済という目的から、そのことで入り口で議論しておつても目的は達成できませんから、そういう点で両方を踏まえてあることは当然ですけれども、そういうことで、私のほうから企業や自治体に対して強力な指導を行なうことにいたします。

○佐野委員長 岡本富夫君。

○岡本委員 坂口委員の四日市のすわり込みの問題について、私は特に感じますのは、環境庁で公害賠償法を検討しておる、これがはっきりしておれば、すわり込みをしなくたって、基金から出していつて先に救済してあげて、そして原因者

からそれだけの金を取る、こういうことになりましてから非常にスムーズに、いま長官が言われたように、そんなすわり込みをして気の毒だ、こういうのは解決するのだということですが、これが聞くところによると、この国会に出すという話があったのですが、おくれおくれのほうどういふわけでおくれおくれのか、あるいはいつごろこれがきちんと出るのか、これをひとつはっきりしておきたい。

○船後政府委員 公害による健康被害を補償する法案につきましては、鋭意検討を重ねてまいりましたわけですが、何ぶん内容が二百条にも近い、百八十条程度かと思っておりますが、その程度の膨大な法律でございますので、内容につきましても財源の徴収のしかたからさらに給付というふうに広範にわたりますので、法文の整備にかなりの時間がかかったわけでございますが、来たる十五日でございますが、今週の日曜日に閣議決定というところを以て、現在鋭意最終段階の作業を進めておるところでございます。

○岡本委員 この公害賠償法は、何か聞くところによると健康被害だけに後退したようでありまして、長官にこの前お聞きしたときには、生業補償も含めるんだ、こういう明確なお答えをいただいたのでありますが、われわれは、なかなか政府のほうで出してくれないのですから、わが党でも要綱を発表したわけでありまして、やはり損害賠償責任保障制度でありますから、汚染源者が責任を持つという責任の確立、責任体制はきちんとしておるのかどうか。それからいま私申しましたように、健康被害のみならず、財産被害すなわち生業被害もその中に含まれるのかどうか、これをひとつお聞きしておきたいのです。

○三木国務大臣 私がしばしば申しましたことは、損害補償法の制度というものは、日本がそれだけ公害の問題が重大だということでもありますけれども、各国におけるこの種の制度というものはあまり先例に乏しいわけですから、しかも二百

条にもわたる法案でありますので、まずこれを軌道に乗せることが第一である。

そこで、やはり健康被害というものを中心にした制度としてこれを軌道に乗せて、その次には生業の被害という問題にも取り組んでいきたい。四十九年度から生業被害についても検討を加えますということは、毎回の答弁でしておる点でございます。何もかも一ぺんに新しい制度で、健康も生業もということになれば――私はこの制度というものを定着させたいのです。そのためにあまり一ぺんに間口を広げることには、こういう制度を健全に発展させていく道ではないと思っておりますので、まず健康から、その次は生業と、この順を追ってこの制度で対象を拡大していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。後退ではなく、いつもそういうことを繰り返して申し上げておる次第でございます。

○岡本委員 先ほどから論議されておりましたように、水俣病の問題は水銀中毒でありますから、これはまたPCBの問題、こういう問題で漁業被害が非常に出ておるのです。これは即座に生業被害になるわけですね。そういうことになりましたと、ただ健康被害だけでしたら私はいまの臨時措置法の健康被害の救済法、あれを少し手直しをしたら大体いけるのじゃないか。われわれはあの法案を審議したときもやはり附帯決議として当委員会決議しまして、そして生業被害も入れるように、こういうふうに言ってからはずいぶんたちます。もう三年くらいたちますかね。それなのに、まだこれから生業被害までも入れるとなかなか法案がでないのだというのでは、だれが反対するのですか。これはだれが反対してできないのか、これが一点です。

それから被害の救済方法について、現状回復、これをもちにしているのかどうか。ということ、これはただ金銭だけ払い、この健康被害だけ救済してそれで済ませよう、企業責任はなくなってしまうというふうなものは、これは話にならない

と私は思うのです。現在と同じことなんです。この二点について承りたい。

○三木国務大臣 生業被害については、だれか反対があるから最初健康被害に限るということではないので、この制度を健全に育てていくためには、あまり当初から間口を広げて、生業の補償ということになれば非常にその態様もいろいろ多岐にわたっておりまして、なかなかその法案の作成という段階に至らない。だから、まず健康の被害から入って次の段階は生業の補償の問題も取り扱いたいということで、反対があったからそうしたのではないのであります。

第二点は、こういう損害の補償の制度によって企業側の責任の免除符にこれが使われるという性質のものではありません。ただ、訴訟から実際に給付が行なわれるまでの間に相当の時間がかりますから、患者の人たちにもその間は医療費の自己負担分などに対して、特別措置法によってこれに対する補償にありますが、いまの特別措置法は生活の保障という面ではありませんから、そういうことで、損害賠償制度がいまの特別措置法といたして変わらぬという岡本委員の認識は改めてもらわなければ困る。それはやはり国民健康保険の自己負担分の負担というのを中心として、いまの特別措置法は、そういうものではないのですから、やはり遺族に対する扶助料もあるいはまた葬祭料も生活の保障も、自分が働いたら得たであろう収入の相当な部分を見ようというのですから、やはり根本的にこの制度は差違があるということでございます。そういうことで、これは違っておる。そういうことで、訴訟を行なってその判決が行なわれるまでという、そういう間にも患者のいろいろな生活上の問題も起こりますから、その間患者を救済しようということで、患者が裁判所に對して害を加えた者に対する損害賠償の請求を起す、ということ、患者がこの制度の適用を受けても、この訴訟というものの対しては何らの訴訟も起こしていないわけでありまして、そういうこ

とは棄却をするわけではない、こういうわけでございます。

○岡本委員 この問題についてはこればかりやっているわけにいかないので、今度法案が出たときにやり直すから……

いま、前の健康被害の特別措置法と考える方が今度違うと言いますけれども、あのときにもうすでにその生活保障やあるいはそういうことはやらなければならぬものだったんですね。ですから少し延長しただけなんです。ほんとうの損害賠償でないように私は思うんですね。これはまあ次の機会に論議をいたしたいと思えます。

そこで長官は先ほど聞いておられますと、水俣病の総合対策推進会議ですか、これは二階堂官房長官と相談して閣議で決定するそれでありますが、沢田知事からきくう聞いたときは、水俣病の総合対策本部をつくってもらったのだ、こういうことで非常に喜んで話だったんですが、ちょっと会議という性格が後退したようにも考えられるわけでありまして。

そこで漁業被害ですね。漁業者の被害もありまして、魚をとっている人。それからもう一つはそれを仲買している方。これはもう仕事がなくたって生活に苦しむ。それから小売業者。それから観光客を相手にしてアサリとかシジミとか、こういうのを売っている方。今度委員長を中心にして向こうに行くわけですから、私はこの前に行ったときも、そういう人たちはたちまち生活に困るわけですね。こういう人たちの救済、そういう者に対する対策もこの推進会議で立てるのかどうか。たとえば熊本県知事の話では、今度の県会で九億ですか予算を組んだ、しかしこれはもう九月ごろまでに全部使ってしまうんだ、すぐまたそれだけの予算を組まなければならぬ。これについてぜひ予備費を政府のほうから回していただくようなことにしなければ地方自治体ではどうにもならないという、そういうような話だったんですが、そういう予備費も含めた救済も関係閣

僚で相談をしてやっていくのか、これをひとつお聞きしたいのです。

○三木国務大臣 漁業者に対しての補償の問題は原因者が負担するという原則は曲げない。したがって、この問題は漁民が原因者に対して補償の請求権というものを保持しておくわけですね。ただ、しかし、その問題が解決するまでの間のつなぎ的な資金というものは政府がこれを融資をする必要があるというのが私の意見であります。そういうことで、この会議にかけて、そして何らかの方法を現行制度のワクの中で、融資ですから、またそれは加害者に対する請求権というものを留保した融資でありますから、これは何かの解決策を見出すために、会議にこれをかけたい。そのときにいま岡本委員の御指摘になった魚やあるいはまた観光業、旅館の人たちも被害を受けているのでしから、これもまた中小企業金融公庫などからやはり何らかの融資の道というものを講ずる方法がないか、これも会議の議題にいたしたいと思っております。

○岡本委員 これは相当きつめな対策を立てて、会議で議題になっただけでは話にならない。だからやはり長官が先頭を切って、そしてきつめな手をついていただきたい。

そこで、おとついでしたか、実は農林大臣の櫻内さんと一緒に港内海のほうに行ってきたんですが、そのときに一番強く要請がありましたのが、PCB問題で魚がとれなくなっている、あるいはまた高砂とかそういうところでは、企業のわかつているところは一業者に対して毎日一万円ずつの補償をして、それで魚を買い上げてセメント詰めにしている埋めていくというのですが、そのすぐそばあるいはその対岸である淡路島、こういうところでは企業責任がはっきりしないというようなことで、もう魚をとっても売れないというわけですね、もう魚をとっても売れないというわけですね、それが一点と、それから赤潮の異常発生がまたあるんじゃないかと非常に心配している。それから、すでに御承知のように、これは先ほど林君から話がありましたように、岡山県でこういった水銀のたれ流しですか、こ

も私のほうも調査いたしましたら、水島付近の人の頭の髪の毛を分析しましたら、最低が三九・二PPM、最高が四四四PPMというふうな水銀が出ていたというので、どうしても一日も早く瀬戸内海環境保全法案、これを非常に希望しておるし、やらなきゃならぬということですが、そこで自民党さんのほうもいま用意しておるものでありますけれども、私どもも提案しているわけですが、これはなぜ環境庁として、政府として提案できないのか、これをひとつ明確にしておいていただきたい。また全然用意していないのか、それではおそきに失するわけですが、この点をひとつ明確に御答弁をいただきたい、こう思っています。

○三木国務大臣 前段の漁業組合によって、ある漁業組合は魚を買い上げあるいは生活保障的な貸し付け金ですか、そういうものを貸す、ある漁業組合は全然そういうことの救済措置がない、こういうふうなことにに対して非常に甲乙ができるわけでありまして、そういう意味でこの問題もひとつ議題として取り上げて、漁民の保護という立場からこの問題をいま申ししたような推進会議の議題として取り上げてみたい。

それから、瀬戸内海は出せないという理由はないわけでありまして、われわれも研究しておりますが、また国会側としてもこの問題は各党が軌を一にして瀬戸内海の特別立法をしようという機運があつて、立法機関でもそういうふうな問題が非常に進んでおるといふことで、われわれとしては瀬戸内海の環境の保全ということに何らかの特別規制が必要であるという立場でありますから、これは政府が国会がこういうことを競う必要はないのでありまして、国会のほうで、しかも各党が共同してそういう法案が提出されるというのには画期的なことでもありますので、そういう国会の一つの大きな動きに対してはわれわれとしても賛意を表しておる次第でございます。

○岡本委員 防衛庁長官が見えませんでしたので、ちょっとこの問題はあとにしておきまして、防衛庁長官に、これはさきの委員会でも私取り上げたことがあるのですけれども、ということは基地公害ですね。基地から排出する水の中から非常に高濃度の鉛が出てきたり、あるいはまた廃油ですか、たとえば廃油は基準の六百四十倍、これは沖繩の牧港基地でありますけれども、鉛、カドミウム、こういうものが検出されておるわけでありまして。そこでほかの場所についてはこの前当委員会でも環境庁に要求をしたわけでありまして、なかなか立ち入り調査がむずかしい。中には東京都は断られておる、そういう場合もある。今度は立ち入り調査をしたとして、行政権、要するに米軍に対してこういうふうな何といふますか施設をやれとか、この行政権が環境庁にはないわけですね。そうすると、ただ入っただけ、あるいは相変わらず同じだということでは私はならないと思うのです。

そこで長官にお聞きしたいことは、安保条約の地位協定の第七條には、米軍が基地内では何をしてもよいというふうな規定になっております。米軍の基地内は治外法権になっておる。したがって、そういうことから考えますと、排水を調査をしてやめしめてみてみたところで解決しないのではないかと、こういうふうな危惧もあるわけでありまして、これについて防衛庁長官はどういうふうな所見を持っておるか、これをひとつお聞きしたい。

○山中国務大臣 いまの第七條は、これは「日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。」というふうな規定になっているわけでありまして、何をしてもいいということには実はなっていないので、関税から所得税から物品税から、それぞれきびしい条件のもとに免除されるものは免除されないも

の、あるいは売り払いを禁止するもの、そういうもの等いろいろ制限がありますが、同じ地位協定といわれておる第十六条には「日本国において、日本国の法令を尊重し」という一項があります。

これは明らかに日本国の必要として定めた法令といふものは、米軍もこの中に排除されている法令でない限りは尊重しなければならないという立場に置かれていることを示すものと思います。この当時はわが国も公害規制立法というようなものを持たなかつたわけでありまして、そのことが念頭にあつたとは強弁しないわけでありまして、けれども、私自身が御承知のような公害立法の作成提案者でありましたから、基地に対して及ばないという問題については逆に攻める立場でいふ議論をして政府内部でやってみたものであります。しかし結局はやはり基地機能の機密その他によつて、日本国の法令がもろにかぶるということとは困難であらうということで私も断念しました。しかし一半の経過上の責任は私もあります。

ところで、今回は防衛庁長官として、基地の提供は外務省が外交案件として処理したものであります。それがそれに伴うものとしての役務その他の提供、調達、紛争、そういうものを所掌する立場に立つわけでありまして、したがつて、昨年の十一月に一応政府としてはこのような基地については野放しではないけれども、環境庁が中心になつて積極的に行うというふうな申し合ひをされておるようであります。当時私は閣僚ではありませんでしたが、その結果、国内のアメリカの主要な基地十九カ所についていろいろな公害に関する基礎的なデータ提出を要請した。ところがそれに対して大抵応じております。ただ沖縄のマリン関係はまだ確とした回答書を出していないやに聞いておりますけれども、おおむねアメリカも環境行政といふものは非常に良心的なように、いままでの行為は別であります。そういう要請については見受けられる点があると思います。

そこで、いまの牧港の件であります。これは確かに浦添市が調査しましたところ、驚くべき高

濃度の廃油並びに鉛、カドミウム、こういうものが規制量をはるかにオーバーして出てきておる事実が認められました。米軍当局もこれは認めて、その後立ち入りも認めて、さしあたり水と油の分離槽というふうなものを先月末に一基つくり、それが効果があつたら逐次五基つくりつてそれを完全に分離しよう、こういうような姿勢も、これは油だけではありませんけれども改めておきますし、沖縄の県知事と基地司令官との間の話し合いも円満に、かような県が委任された行政事務の分野において積極的に立ち入つて、共同で排除しよう、そういう問題等についても協力姿勢を示しております。これについても私も私どもの防衛施設局において、現地を含めて、もちろんそれに対する助言あるいは米軍との仲介あるいは立ち会い、こういうようなもの等も予定いたしておりますので、すでにこのようなことが発生していること自身はきわめて遺憾なことでありまして、今後これらのことが起こらないような基地内の処理というものが、単に牧港のみならず、極端な例が牧港でありますけれども、逐次それらは改めさしていく姿勢は私どもとして堅持してまいりたいと思ひます。

○岡本委員 そこで、これは金武湾のすぐそばにありますが米軍貯油施設から廃油のたれ流し、これは当委員会でも私調査してもらいたいといふことを言つたわけですが、この土壌から最高三〇〇PPMも検出されておる。それから農産物に相当被害が起きている。こういう被害の完全補償は、ここだけではありませんけれども、米軍からの公害被害、こういうものに対する損害賠償、これは日本国政府が払うのかあるいは米軍からこういうものを補償するのか。いま国内では御承知のように農地汚染防止法とか、こういうもので企業責任がいわれておりますけれども、これについてお考え方をひとつお聞きしておきたいと思ひますが、いかがですか。

○山中国務大臣 いまの御質問の中で金武湾の貯油施設と聞かされたのですけれども、よくそのこと

ころはわかりませんが、たとえば嘉手納で航空用燃料と明らかに推定される油が浴槽を音んでおられるところの必要な井戸、そういうものに流れ込んで、燃える井戸事件が起つたということとは御承知のとおりですけれども、これについては施設権がある当時でも、アメリカ側は一応賠償の最高限度額については応じて、手続はいろいろ複雑でありましたけれども回答を出しております。したがつて、直接基地内のアメリカの軍の活動によつて、日常活動も含めて、そういうものが周辺地域に迷惑をかけているという事実が明らかになつた場合には、これは米側の、形態はいろいろありますけれども、補償責任のあることは、復帰前からも認めておりますし、今後もその態度はアメリカ側に堅持させていきたい、そう思ひます。

○岡本委員 防衛庁長官にもう一つ。それはこの前当委員会、富士の演習場、これは自然公園の中に演習場ですが、ここで不発弾によつて一人が死に一人がけがをした。また同じ事故が起つておる。これに対してこの前長官の答弁では、この補償は本人の過失であるからこれは払えないといふようなことであつた。この前の人はどういふ考えを持ていらつしやるのか、点検されたのかどうか、ひとつお聞きしたいのです。

○山中国務大臣 先般の北富士の事件は、私が書きものを念のため読んだものは、法務省が警察の事実調査に基づいて、その当時の時点において一応そういうことで処理せざるを得ないのではないかと考へておるという段階の説明をいたしましたので、最終的に責任者である私が、自衛隊の管理演習場における死亡事件について、最終的にそのように処理すると申し上げたわけではないわけでありまして、検討中の事項とお考へになつていただいてけつこうであります。

今回の事件は、さらにこしはばくありませんでした。東富士で起つた事件でございまして、これもまたことしに入つてから米軍は発射していな

いと思はれる対戦車りゅう弾砲であつたらしい。これは先般のようにトラックのところまで運んでいって、周辺の人があぶないからおやめなさいよというのを、制止を聞かなかつたというふうな事象ではなく、目撃者はほとんどいなくて、重傷を負つたおとささまも、音がしてうしろのほうを振り向いたら、自分のむすこが、高校生の方が白煙の中にうずくまつていたというふうなことであるようであります。したがつて、一応い警察で調べておりますが、その状態から見ますと、下半身の傷がほとんどなくて、上半身、右手が手首がふつ飛んでおつて非常に上半身がひどいということ、やはり一べん持ち上げた可能性があるというふうなことがありますけれども、先般のようにトラックまで運んでいったということと違ひますし、また今回の方は立ち入り慣行のちゃんと認められた、いわゆる立ち入りの権利と申しますか、そういう立場を持っておる人でありまして、今回の場合はややそのニュアンスを異にするのではないかと私は見ております。

いづれにしても、これは過去の事例等もいろいろいままも自分で調べておりますが、さらに今回の事件についていろいろとまた解剖結果あるいはその他の周辺の付属物の飛散状況、たまた破片、その他全部調べておりますから、これはいまのところ経過中であるといふことを申し上げざるを得ません。

そして、御質問があると思ひますけれども、私が大臣になりましたから立て続けに二件という感じでございます。先般もお考へいたしました心痛いたしました。先般もお考へいたしました。米軍射撃といえども日本側が観測する、そして直ちに処理すべきことを連絡し、できない場合は当方において処理しておく、そして全面的に旧着弾地であつたところまで探査します、こう申し上げておいたのですが、東富士のほうは行動がなかつたのですから……。その全面探査をやつたやさきこれが起つたといふことで、まだその探査あるいは清掃という名で呼んでおりますが、

不足な点もあると存じます。きょう、あすにかけて大量動員で全面的に探知器による調査、清掃を行なっております。しかしながら、くいが五十メートルおきに打ってあって、そこが着弾地域である、こういうことになっておると申しますけれども、やはり大体なれておる皆さんであつても、くいとくいとの間というところは、くいが実は見えないこともありましようし、見ないこともありましようから、立ち入りを禁止するという姿勢はとらないということをお願いしたけれども、非常に危険である地域というものは知らせる必要があるのではないかと申しまして、私のほうで昨日陸幕のほうに資料を出しました。そのくいとくいの間に鉄線一本だけ全面的に着弾地においては張りめぐらせる。くればくぐれるわけです。しかし目をつぶって歩いておつてもそれにはふつか。危険地域はそれで表示されるということに命じましたところ、全面的にやるには、やはりいまの木造のくいよりも鉄筋で永久的なものにしてきちんとしたくいをしたい。鉄線一本横に張るだけあります。柱をきちんとしたい。その間は白いビニールテープを張って、目でも手でもやはり危険区域でありますという表示するようにに緊急にいたします。こういうことがございましたので、全面清掃と、そして立ち入り禁止の区域が明確にわかるようにという点と、それから地元市町村、それから入り会い関係の各種の幾つかの組合の人たちと結んでおります各協定、そういうものに基いて当方も全力を尽くしますが、入つてこられる方もさつてはいけませんよ、あるいは見つけたら知らせてくださいよ、いろいろなことを了承しておられるわけでございますので、事人命に関する限り、失つたら取り返しがつかないという事柄でもございまして、これらのことも皆さんわかっていたらいておりますが、もう一ぺん行政当局、市町村からも、あるいはまたそれらの組合の人たち個々にも十分に話し合いを持たしてあります。

以上です。

○岡本委員 防衛庁長官は何か時間があるそうです。すから、もつと聞きたいことがありますけれども、これで終わります。けつこうです。

次に、自然公園あるいは保安林、そういう規制地域はありますが、規制地域以外の民有林で全然無規制地域というものが日本には非常に多い。この無規制地域をどうするか。御承知のように、これは一つの例でありますけれども、最近集中豪雨、あるいはいろいろなことで非常に事故が起つておる。この中でそういう無規制地域、民有林がゴルフ場等に開発される。そして前のような開発しないときであれば、これは少々集中豪雨があつてもだいじょうぶだつた。ところがゴルフ場が開発されたために集中豪雨あるいはそういう大雨によつて事故が起つておる。またそれによつて自然破壊がどんどんされておるということも考えますと、こういった無規制地域に対する問題については各市町村でもどうしようもないというのですね。そろそろこれに対する規制をし、あるいはまたそういうことを未然に防がなければならぬと思ふのです。この所管庁はおそらく林野庁だと思ふのですが、林野庁はどういうふうな今後それに對して考えを持っていますか。

○福田政府委員 御指摘の保安林以外の普通地域でございます。これは御承知のとおり、森林面積二千五百万歩のうち、そういう民有林の白地地帯というのは約一千万歩あるわけでございます。これに對しましては従来は、森林の計画制度というものがございまして、伐採、造林その他計画的に施業させるように都道府県を通じて指導をしてまいつておりますけれども、ただいま御指摘のような開発の規制については勧告制度以外にはなかつたわけでございます。そこで結論から申し上げますと、今回森林法の改正案の中で、乱開発の規制をするということによりまして、ある一定限度以上の森林につきましては都道府県知事の許可制度というものを導入する案を提案してあるわけでございます。その内容の詳細については一応省略いたします。

○岡本委員 今回そういう意味で森林法の改正によつて何とかしようということではありますが、ではすでに行なわれたところ、たとえば一つの例をとりますと、これは兵庫県の猪名川町というところでありまして、この猪名川町の上流、町の中ですけれども、ここにゴルフ場が無秩序に大規模の開発をされて、その不良工事によつて死者二名も出しておる。これが土砂がどんどんくずれて、その下に猪名川という川がありまして、これを建設省で何べん河床を河川改修して、とんとん上からこれが流れてくるわけです。ここについて、これは町にしても県にしても無規制地区だからどうしようもないという現在の状態でありまして、林野庁としてはこれに對してどういうような手を打つて、そしてこの問題を解決しようとするのか。この場所についてはあなたの方にお知らせをしておいたはずですから、この対策をひとつお聞かせ願いたいと思ふのですが、いかがですか。

○福田政府委員 御指摘のございました兵庫県の猪名川町のゴルフ場の問題でございます。これは昨年の六月に降雨量五百ミリでございまして、集中豪雨がございまして、ここで崩壊する被害が出たのでございます。一つは阪神カントリークラブ、もう一つは川辺カントリークラブでございます。ここにございまして御指摘のように死者二名、軽傷一名、住居流失、工場流失、床下浸水、田畑流失、田畑冠水、道路欠陥、橋梁流失、堤防欠陥、水路埋没、あるいはその下にございました保安林の立木の損傷、こういった被害でござい

ます。この被害を及ぼしました結果、兵庫県におきましてはゴルフ場の造成しました業者に對しまして防災計画の提出を求めまして、計画に即した防災工事の実施について指導を行なつております。ゴルフ場の造成業者は防災工事を実施中でございまして、その適正な施工について十分指導、監督してまいりたいと思つておるところでございます。具体的に申し上げますと、このゴルフ場の造成

業者は二つございまして、一つは大日本ゴルフ観光株式会社、もう一つは猪名川開発株式会社でございます。この内容としましてはじゃかどの谷どめ工あるいはコンクリートの谷どめ工あるいはそういうような水路工というものを施工いたしましたしてこの工事を進めておるところでございます。

なお、この被害につきましては、この造成者から補償としまして、城東町が二千万円、三田市が一千三百八十八万円、猪名川町が一千万円、補償を出しております。なおそのほかに死者等への補償金としまして、あるいは工場、住家のつぶれたところに対する一つの補償としまして迷惑料というものがございまして、ただいま申し上げましたもののほかに三千六百万円の補償金を支出しておるといふふうに連絡を受けたわけでございます。

ただいま復旧工事は進行中でございます。○岡本委員 あなは、はだいま復旧工を行ないつづけるという話でありますけれども、実際に調査いたしました、町の行政命令に對して、昭和四十八年の雨期までに防災工事と災害復旧工事を完了することについて了解をされているが、実際の工事施工に對しては、下請業者が次々と入れかわり未着工の状態である。これは阪神カントリーのほうですが、またいよいよ雨期に入るわけですが、川辺カントリーもそうです。町のほうで盛んにいろいろなことを言ひましても、そういうようなことで全然着工しない。要するに命令権が、町から言つたところで聞かないというところなんです。こういうことなんです。これまた雨期になりますとたいへんなことが起こるといふことで、みんな非常に不安なんです。この責任の一端は、そういう未成立をそのままほうっておいた、これはおそろしくこたはなくてはなくて、ほかをさがすと相当いろいろなところがあると思ふのです。これは前に建設大臣がしかたないのですというふうなことを言つたのですが、いまになつてやかましく言つて、環境保全の問題あるいはこの災害の問題からあなたの方で規制しなければならぬという

ことになってきたと思うのです。ですからこういった問題について、町としてもどうしようもない。あなたのほうにはほかにどういう打つ手があるのか。いかがですか。

○福田政府委員 御指摘のとおり、現在のところではまだ先ほど申し上げました森林法は未成立でございまして、したがって先ほど申し上げましたように都道府県を通して指導してまいりたいと考えております。ただいま私が報告いたしましたのは県との電話連絡でございまして、御指摘のような点がございまして、この点は厳重に指導してまいりたい、かように思っています。

なお、今後の問題といたしましては、ゴルフ場のほかにあるいは宅地造成その他いろいろと開発の問題が出てまいりまして、これににつきましては、先ほど申し上げましたように、ある一定の規模以上のものにつきましては都道府県の許可制度を導入して、なおそれで足らぬところは保安林の制度を導入してきびしく取り締まっていきたい、かように思っているところでございます。

○岡本委員 では環境庁、これが自然公園の中であればあなたのほうで自然公園法、そうでないと森林法の一部改正、そんなわずかなことでいけるのかどうか。あちらこちらで山が坊主になったりあるいはくすねているところはどうしようもないというのが各県の意向なんですよ。ですから、この点について環境庁として何らかの手を打たなければならぬようになってくるのじゃないか。ですからこの点はひとつ検討をしていただきたい、こういうふうに思います。

そこで自治省の武蔵政務次官に、実は一つの事例を引いてでありますけれども、猪名川町は小さい町なんです、約一億以上のこういった被害が出ています。それで請求するところはない。いま二千万とかいろいろな補償をしているというのとは全く違う方に対する補償でありま

して、あとこの河川の改修あるいはまたその付近の農地の復旧、そういったものに対する費用というものはこの町ではとても持てない。そういうわけで、そのまま置いておくとした場合に被害が起これてくるということで、どうしようもないというのが現在の状態でございます。

私は昨年でしたか、この状況を自治省に話をし、特別交付税あたりでも何とかしてめんどう見てもらいたい、そしてこの下流の皆さんの生活の不安を——また雨が来ますとたいへんですから、それをお願いをしておいたわけですが、本年の工事費の中にはわずかに三百万しか入っていない。一億に対して三百万ではどうしようもないというふうなことで、やかましく言ってきたわけでありまして、これに対する対策を自治省ではどういうふうに考えていただけるのか、ひとつお聞きしたいのです。

○武蔵政府委員 いま御指摘の兵庫縣猪名川町のゴルフ場周辺の災害に伴いまして一億二千幾らの被害額が出ておるのに、町の財政ではなかなか苦しいじゃないかということでございまして、私どもも聞いておるのでは、ある程度は災害復旧事業として国庫補助の対象になっておると承っております。しかしながら、その災害復旧として採択されている分が全部ではないために結果的にその町の財政を圧迫しておるということがあるようにございまして、それに伴って特別交付税で何とか配分をしていただければならぬじゃないかという御指摘をいただいております。

いま三百万というお話でございまして、自治省のほうの計算といたしましては、正直もつと災害関係の分として特別交付税で見えるようでございます。ただ単純に四十六年度と四十七年度の特別交付税の金額を御比較いただきますと、結果的には三百万少ししかふえていないというところは事実でございます。四十六年度と四十七年度の算出が同じであれば当然御指摘のとおりだと思いますけれども、私が事務当局で承っておりますのは、算出の基礎がいろいろございまして、当然四

十七年度に減になる分もあるようでございます。でございますから、結果的にその差額の三百万だけではない、もう少し特別交付税で見えるようでございます。しかしながら、確かに一千万以上というふうなところまではいってございまして、町財政に負担がかからないように極力配慮していきたい、こう考えております。

○岡本委員 政務次官、ただ書いてもらったのを読んだだけでは話にならぬのです。ほんとうに実情を調査して、一億二千万という——これも一つ一つ調べてみましたら、みんな相当内輪目に見えりません。この町はそんなに大きな町でありまして、これを早くやらないと、まだ開発した、造成した赤はだのそのままだですよ。ゴルフ場が一応使っているのですが、あとは赤はだのままだ。ですから、雨が降ればどんどん流れ出てくるのです。いまのままであれば費用がかさむわけですね。河床が上がるから付近はみんな災害が起きます。昔はあんなことはなかった。

ですからあなたに申し上げたいことは、もつと現地調査をして、これはどうしなければならぬという政治的な配慮をしてもらいたい。よろしいでしょう。一千三百万が一千万になつたんですか、それは三百万ふえておるだけではないのだと言われども、一億何百万の被害に対してはともすると少ないのです。ですから四十九年度で何とかすると、それがわかれば町は銀行から借金して早く工事を終わらして被害者を救う、こういう手を打つしかないと思はるのですが、いかがですか。

○武蔵政府委員 私はいま自治省におりまして、われわれ政治家といたしましては、いまの御質問よくわかるわけでございます。しかしながら災害復旧そのものは、建設省なりあるいは農林省なりの所管でやっておられるわけでございます。自治省といたしましては、この災害復旧に伴ってのそれぞれの地方負担分、これをいかにするか、こういうことをやらなければならぬわけでございます。

して、その中で、いま銀行から借金ということでございますが、私も、当然、災害復旧の補助の残りの分を地方財政で負担していただくわけにいかないのです。これは起債でも見るわけでございます。あるいは、これは起債によって、いま御指摘のように、調査の結果四十七年度の特別交付税で十分見えないというものは、四十八年度の特別交付税で見ること、私も当然やらなければならぬと思っております。しかしながら、災害全体の工事をどうしようというところは、どうも私どものほうとしては少し極限が違いますので、政治家としては私はよく理解はいたしますけれども、これは建設省なりあるいは農林省なり、それぞれ所管の省が積極的にこの災害復旧に取り組んでいただいて、従来の採択になっておる分だけで十分であるのかどうかよく見きわめていただく必要もあらうと思っております。また私も町に對しましては、それぞれのゴルフ場に対して、いま御指摘のように、まだ赤はだのままで残っており、ということであれば、極力、その地域住民のために、そのそれぞれの会社が少なくとも自分のところの赤はだを一日も早く、特にこういふ雨季に入っておりますから、一日も早く改善をするように、これは町当局からよく指導することだけは自治省としてやることでございまして、これはぜひやりたい、こう考えております。

○岡本委員 お約束の時間が参りましたので、あと水産庁にまだ聞かなければならぬことがあったのですが、次の委員会に譲ることになります。自治省の政務次官に、ただ通り一べんじやなくて、よくその点を調整できるようにして、そして一日も早くこの付近の住民の皆さん——また、あの川も全然汚濁してしまつて、ものすごい公害になっている。魚がみな浮かんできてしまつておるわけですから、その点もあなたのほうで十分検討して、まずここから解決していく、そして次はどうしていくということがまた起こってくると思うのです。ひとつその点を検討していただくように要

求いたしました、きょうは終わります。どうも委員長ありがとうございます。

○佐野委員長 次回は、来たる十五日金曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会